

第7期

平内町地域福祉計画

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

令和6年（2024年）3月

平内町

はじめに

「平内町地域福祉計画」は、社会福祉法に基いて保健・医療・福祉の連携のもと、全ての住民がそれぞれの地域で安心した生活を送ることができる施策を体系化したものです。

今日の地域社会では、少子高齢化、人口減少、価値観の多様化などを背景として、暮らしていくうえでの課題が複雑化・複合化してきており、福祉行政における現行の制度・分野ごとの縦割りでは解決が難しい課題が増加しています。

また、高齢化率が上昇、単身世帯が増加する中で、大規模災害などが発生した場合に、身近な住民相互が助け合うことの重要性がますます高まっており、いざという時の支え合いの体制づくりも含めて、地域で支え合い、助け合いながら、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めることが求められています。

これまで当町では、地域住民みんなで支え合う福祉の仕組みづくりに向け、社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携・協働して、各種施策に取り組んでまいりました。今後も、より一層地域福祉を推進するため、平成17年7月に策定した計画について、このたび6度目の見直しを行い、「第7期平内町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画を地域福祉推進の基本となる計画として、これまで培ってきた支え合いの精神を財産に、人と人とのつながりを大切に、今まで以上に積極的に地域福祉を推進してまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係機関・団体、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

平内町長 船橋 茂 久



目 次

第 1 章 計画の基本事項	1
第 1 節 計画策定の趣旨	2
第 2 節 計画の位置付け	3
第 3 節 計画期間	4
第 4 節 計画の策定方法	5
第 5 節 SDGs の視点	6
第 2 章 地域福祉の現状と課題	7
第 1 節 当町の現状	8
第 2 節 地域福祉活動の現状	13
第 3 節 第 6 期計画の進捗状況	15
第 4 節 地域福祉に係る町民意識	21
第 5 節 これからの課題	38
第 3 章 基本方針	43
第 1 節 基本理念	44
第 2 節 施策体系	45
第 3 節 重層的支援体制整備事業の方針	46
第 4 節 数値目標	47
第 5 節 推進体制	48
第 4 章 施策の展開	49
目標 1 結いを大切にする地域づくり	50
施策 1 すべての世代に育む福祉意識	50
施策 2 一人ひとりの人権の尊重	52
目標 2 重層的なネットワークでつなぐ、支え合う地域づくり	53
施策 3 町民同士のつながりと支え合いの深化	53
施策 4 丸ごと受け止める相談支援	54
施策 5 複合的な生活課題への包括的な支援	55
目標 3 みんなが参加する協働の地域づくり	56
施策 6 地域福祉を推進する体制の構築	56
目標 4 いつまでも笑顔で暮らす地域づくり	58
施策 7 良質なサービス・事業の提供・実施	58
施策 8 安全で暮らしやすい生活環境	60
参考資料	61
1 平内町健康・福祉推進協議会 設置規程	62
2 計画策定経過	63

【表記】（法律名、固有名詞、引用文を除く）

◎「令和」の使用を原則とし、計画期間が始まる令和6年以降は西暦を併記します。

第 1 章 計画の基本事項

第1節 計画策定の趣旨

- わが国では人口減少や少子高齢化等に伴い、人と人とのつながりの希薄化や社会から孤立するケースが顕在化してきました。さらに近年はダブルケア（※1）や8050問題（※2）等、複数の要因が絡み合うケース、既存の制度で対応できない「制度のはざま」と言われるケースも増え、多様な支援のあり方が求められています。
- こうした社会の変化を踏まえ、国は「誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会を目指す」という理念を掲げ、「地域福祉計画」の策定を市町村に努力義務に定める社会福祉法の一部改正を行い、平成30年4月に施行しました。
- 平内町（以下、「当町」という）の地域福祉は平成17年度に策定した「平内町地域福祉計画」に基づき取り組んでおり、5度の見直しを経て、現行の第6期計画は令和5年度に計画の最終年度を迎えます。また、まちづくりの指針となる「第六次平内町長期振興計画」が令和2年度から新たにスタートしました。
- 当町では社会の変化や制度改正に適切に対応するとともに、町民同士が支え合う地域づくりをさらに前進させるため、保健・医療・福祉分野の新しい方針として「第7期平内町地域福祉計画」（以下、「第7期計画」という）を策定します。

社会福祉法（平成29年6月2日改正から抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

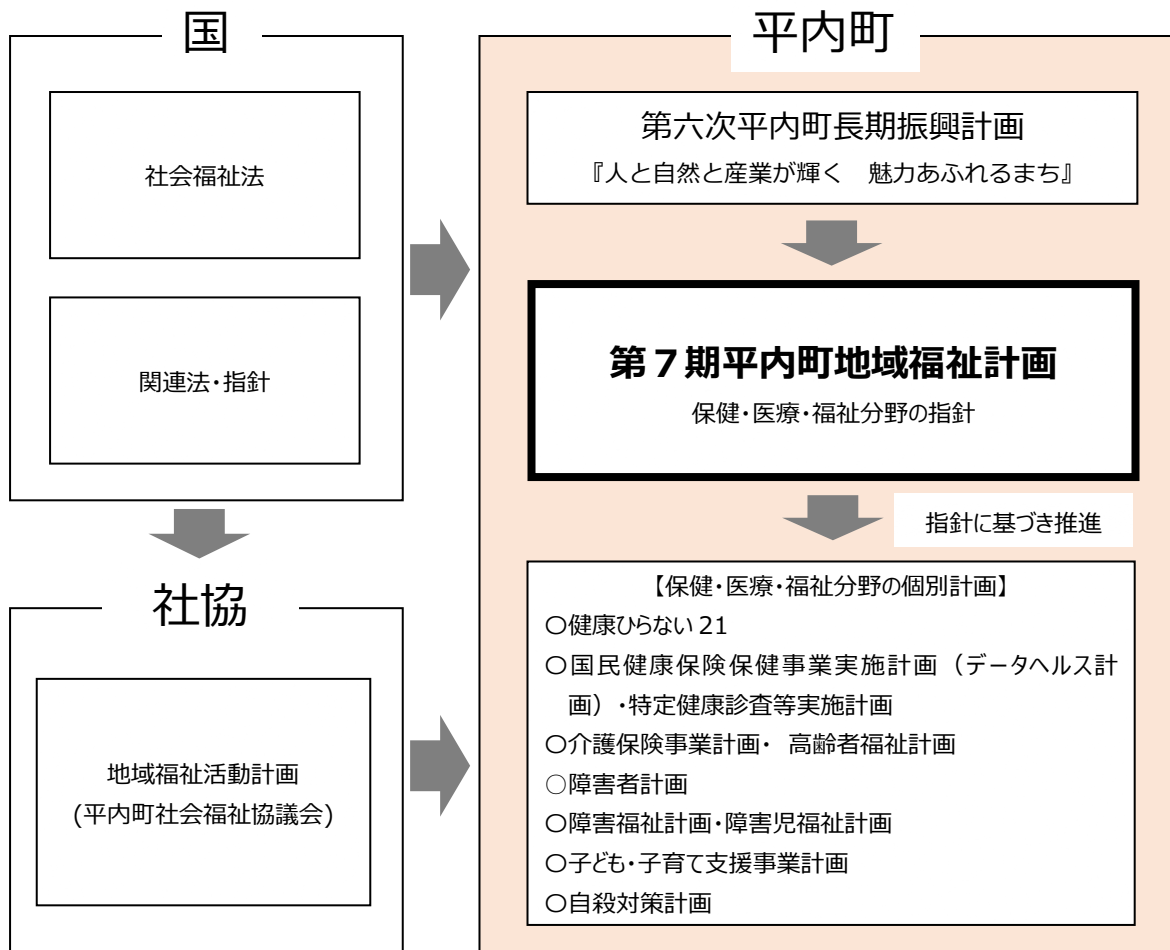
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

※1 ダブルケアとは、介護と育児が同時期に発生する状態。

※2 8050問題とは、高齢の親（80代）が中高年（50代）の子どもの生活を支える問題。

第2節 計画の位置付け

- 第7期計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を包含します。
- 町政では、町政の最上位計画である「第六次平内町長期振興計画」（令和2年度～令和11年度（2029年度））の実現に向け、保健・医療・福祉分野の上位計画に位置付けるものであり、個別計画の指針となります。
- 第7期計画は、保健・医療・福祉分野以外の関連計画及び平内町社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合を図っています。



第3節 計画期間

- 第7期計画は、第六次平内町長期振興計画の計画期間と合わせるため、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。
- 計画最終年度に内容を更新し、次期計画を策定する予定です。

令和	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
長期振興計画	六次									
地域福祉計画	5期	6期			7期（本計画）					

（注）計画期間の変更について

これまで当町では、計画期間を3年（第5期のみ4年）としてきたが、「市町村地域福祉計画策定状況等の調査（令和4年4月1日時点）」によると、全国7割超の市町村が計画期間を「5年」としており、6年以上も含めると9割以上となっている。地域福祉計画の計画期間は市町村の任意であり、長期総合計画の分野別（個別）計画として位置づけて、計画期間を合わせている例も多くみられる。

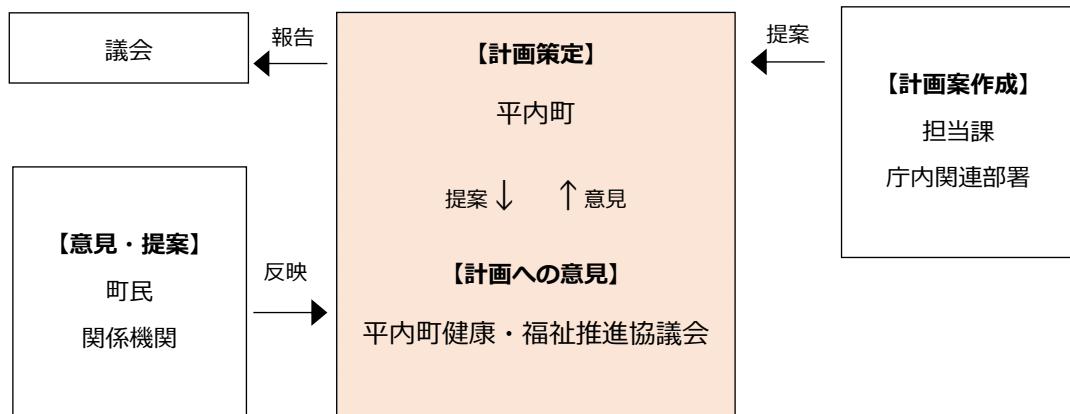
よって、当町でも地域福祉計画の計画期間は「5年」を基本とする。ただし、今回は、第六次平内町長期振興計画の終期と合わせて令和11年度までの6年とする。

（本計画と関連する主な分野別計画）

令和	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
健康ひらない21	2期				3期						
国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画	2期（データヘルス） 3期（特定健診）				3期（データヘルス） 4期（特定健診）						
介護保険事業計画・高齢者福祉計画	7期	8期			9期			10期（予定）			
障害者計画	3期							4期（予定）			
障害福祉計画 障害児福祉計画	5期 1期	6期 2期			7期 3期			8期 4期 （予定）			
子ども・子育て支援事業計画	2期					3期（予定）					
自殺対策計画	1期				2期（予定）						3期 （予定）

第4節 計画の策定方法

- 第7期計画は、町民アンケート等を通じて、町民から幅広く意見を収集・反映しました。
- 有識者と関係機関等で構成する平内町健康・福祉推進協議会において実践的かつ専門的な知見を踏まえて、計画内容を検討しました。



第5節 S D G sの視点

- 平成27年9月の国連サミットで採択されたSDGs（エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標）は、令和12年（2030年）までに持続可能でより良い世界を目指す17の目標（ゴール）です。



- 我が国においても「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、17の目標（ゴール）の達成に向けて取り組んでいます。
- 当町では、持続可能な地方自治体となり得るため、「第六次平内町長期振興計画」をSDGs 17の目標（ゴール）を見据えた施策体系としています。本計画は、この中から特に関連の深い目標（ゴール）の視点を持ち、地域福祉を推進していきます。

分野	基本施策	地域福祉と関連の深いSDGs目標（ゴール）
安全・安心・健康分野	1 社会福祉の充実 2 保健・医療・福祉の充実 3 快適な生活環境の整備 4 交通体系の充実 5 消防・防災体制の充実 6 交通安全・防犯対策の充実	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリープで目標を達成しよう
教育・人づくり分野	1 教育環境の充実 2 生涯学習のまちづくりの充実 3 芸術・文化の推進 4 スポーツ・レクリエーションの振興 5 男女共同参画社会の推進 6 国際化への対応推進	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に

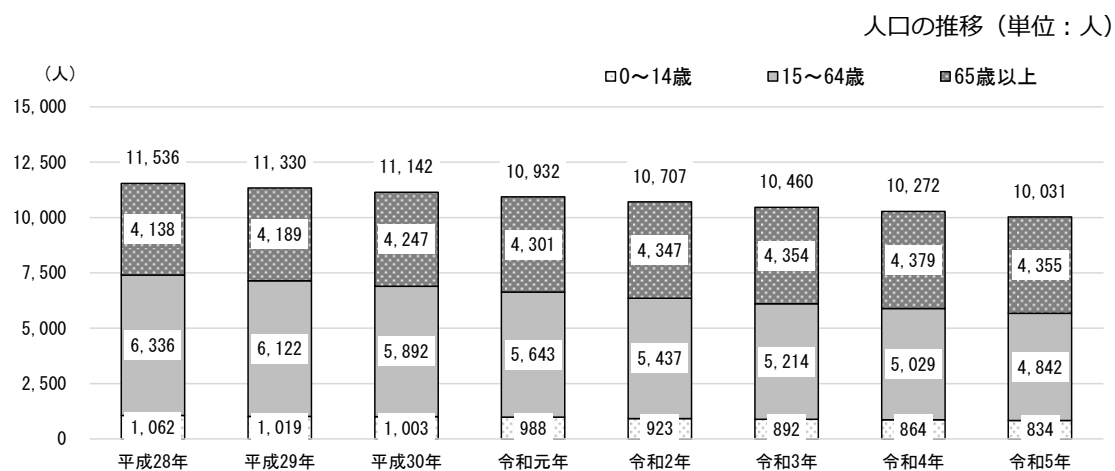
資料：「第六次平内町長期振興計画」基本構想を基に独自作成

第 2 章 地域福祉の現状と課題

第1節 当町の現状

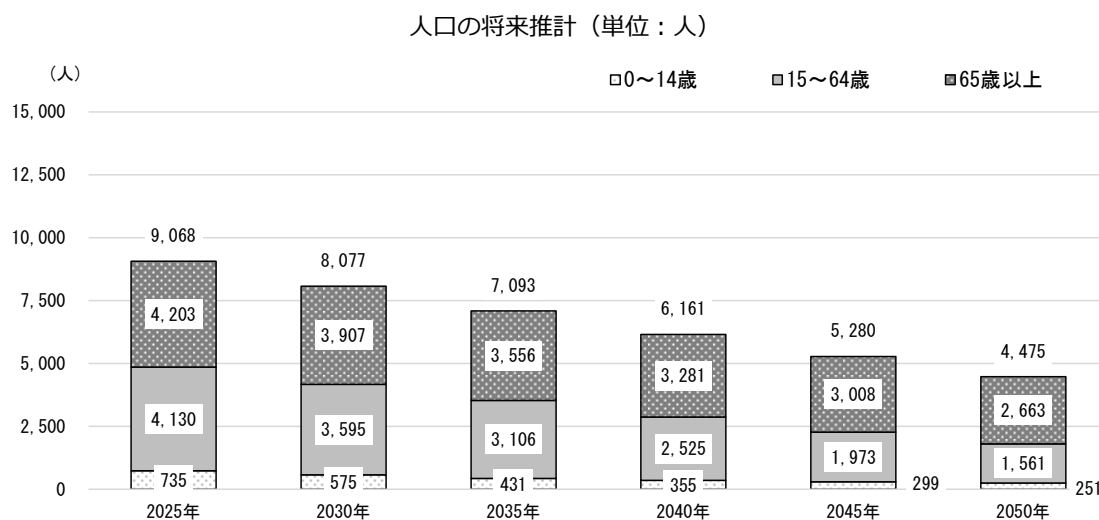
1 人口

- 当町の人口は毎年－200人前後であり、緩やかな減少が続いています。
- これまで増加してきた65歳以上の高齢者も令和5年は前年から減少しています。



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

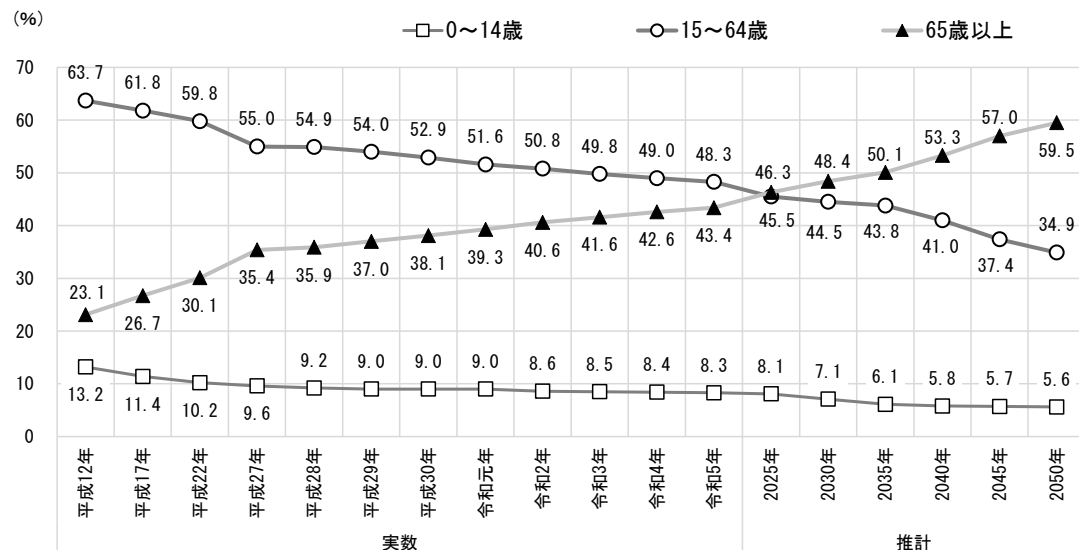
- 国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計（令和2年国勢調査に基づく）によると、当町の人口は今後も減少傾向が続くことが想定されており、約25年後の2050年は4,500人程度と推計されています。
- この中で、0～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口が大きく減少するとともに、65歳以上の高齢者も減少する見通しです。



出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）

- 高齢化率（65歳以上の割合）の増加傾向が続く当町では、今後、2025年頃に高齢化率（46.3%）が15～64歳の生産年齢人口割合（45.5%）を上回り、さらに2035年頃に人口の半分を高齢者が占めると推計されています。

年齢別人口割合の推移と将来推計（単位：人）



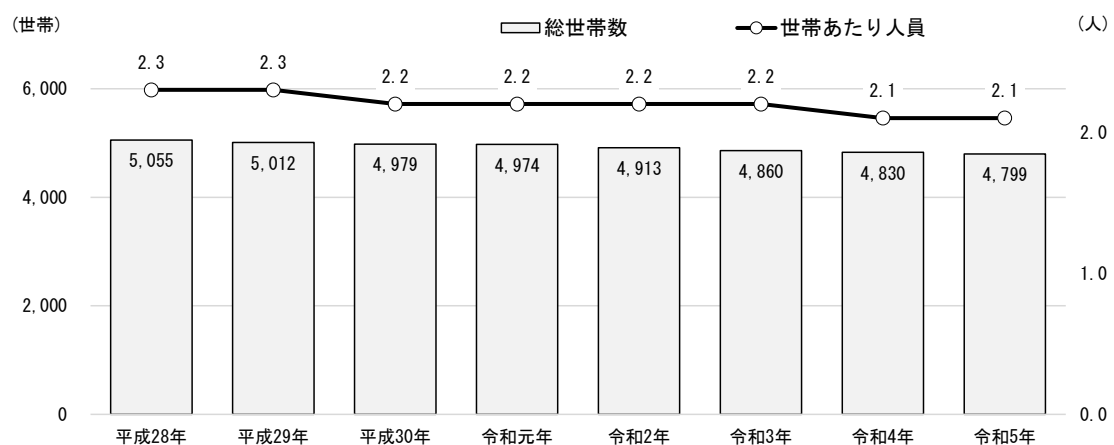
出典：平成27年以前は国勢調査、平成28年以降は住民基本台帳（各年10月1日現在）

2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）

2 世帯

- 総世帯数は5,000世帯から緩やかな減少傾向となっています。
- 世帯あたり人員も平成28年の2.3人から令和4年からは2.1に減少しています。

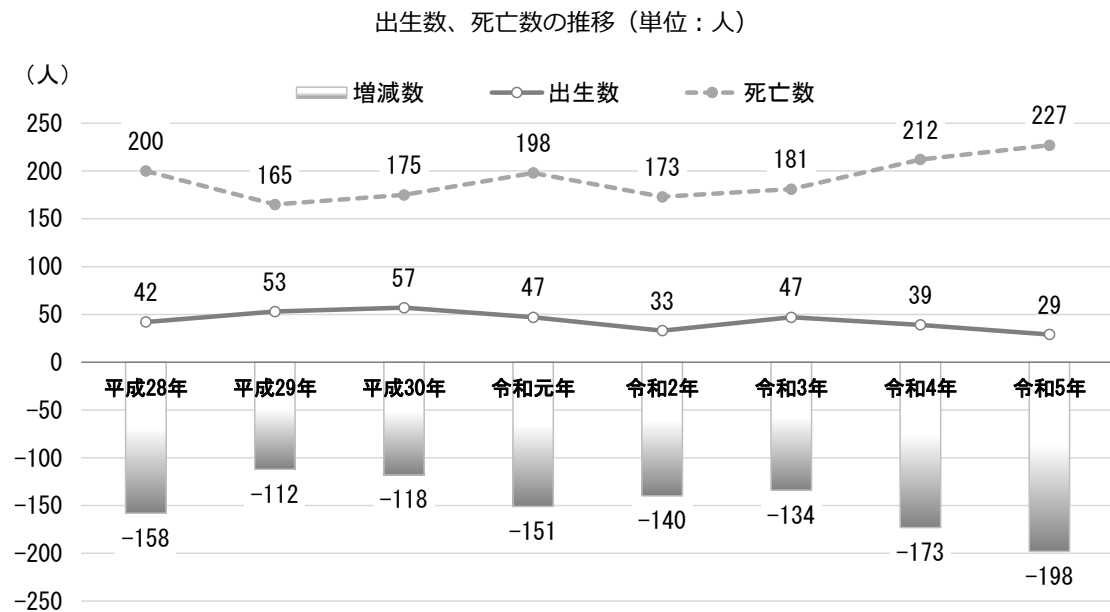
総世帯数、世帯あたり人員の推移（単位：世帯、人）



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

3 子ども

- 出生数は、前年より増えた年もありますが、長期的にみると生産年齢人口の減少も影響し、減少傾向となっています。
- 死亡数は、年によって増減していますが、全体的には年間200人程度が亡くなっています。
- このため、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いており、令和5年は約200人減少しています。



出典：住民基本台帳（1～12月合計）

4 要支援・要介護認定者

- 令和3～5年の介護保険の要支援・要介護認定者数は740人台で横ばい、令和5年4月1日現在の要支援・要介護認定率は17.3%です。
- 令和8年度推計は、団塊世代が75歳以上の後期高齢者になったこともあり、要支援・要介護認定者数は増加し、要支援・要介護認定率は18.4%に上昇する見通しです。

第1号被保険者の要支援・要介護認定者（単位：人、％）

項目		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (推計)	令和7年 (推計)	令和8年 (推計)
要支援1	人数（人）	45	51	50	50	51	51
	構成比（％）	6.0	6.9	6.7	6.6	6.7	6.6
要支援2	人数（人）	68	74	71	75	75	74
	構成比（％）	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4
要介護1	人数（人）	187	182	185	180	183	187
	構成比（％）	25.1	25.1	25.1	25.1	25.1	25.1
要介護2	人数（人）	147	146	137	138	139	139
	構成比（％）	19.7	19.7	18.5	18.3	18.2	18.1
要介護3	人数（人）	105	118	119	128	128	130
	構成比（％）	14.1	15.9	16.1	17.0	16.8	16.9
要介護4	人数（人）	113	108	107	109	111	113
	構成比（％）	15.2	14.5	14.4	14.5	14.6	14.7
要介護5	人数（人）	80	64	72	74	75	76
	構成比（％）	10.7	8.6	9.7	9.8	9.8	9.9
要支援・要介護認定者数 (合計)（人）		745	743	741	754	762	770
認定率（％）		17.5	17.5	17.3	17.7	17.9	18.4

出典：実績は介護保険事業状況報告年報（各年4月1日現在）、推計は第9期介護保険事業計画

5 障害者・自立支援医療費受給者

- 身体障害者（身体障害者手帳所持者）は、64歳未満は減少、65歳以上は横ばいです。なお、65歳以上の障害者は介護保険サービスの対象です。
- 知的障害者（療育手帳所持者）は、18歳未満は増加、18歳以上は横ばいです。
- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、18歳未満、18歳以上ともに横ばいです。
- 自立支援医療費受給者は、精神通院医療は増加、更生医療は減少しています。
- このほか、難病、発達障害、高次機能障害等による支援を必要とする人もいます。

障害者、自立支援医療費受給者（単位：人）

項目		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者	64歳未満	189	178	168	165	154
	65歳以上	817	813	828	822	804
知的障害者	18歳未満	11	13	15	15	21
	18歳以上	251	250	249	248	245
精神障害者	18歳未満	0	0	1	1	0
	18歳以上	113	114	115	117	117
自立支援医療費受給者 ※	精神通院医療	132	147	148	154	149
	更生医療	66	65	74	64	56
	育成医療	1	2	0	0	0

出典：業務システムより

※自立支援医療費受給者は、精神通院医療（統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者）、更生医療（身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上））、育成医療（身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満））。

6 経済的支援の必要な世帯

- 経済的支援の必要な世帯のうち、特別支援教育就学奨励費の受給者数は微増、その他の世帯数・受給者数は減少傾向となっています。

経済的支援の必要な世帯（単位：世帯、人）

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護受給世帯数	138	134	120	126	122
就学援助受給者数	96	85	83	73	60
特別支援教育就学奨励費の受給者数	17	18	18	21	22
児童扶養手当受給世帯数	88	87	97	86	74
ひとり親家庭等医療費受給世帯数	114	109	109	101	86

出典：業務システムより

第2節 地域福祉活動の現状

1 社会福祉協議会

- 平内町社会福祉協議会は、介護保険及び障害福祉サービス事業、福祉団体への支援、福祉資金貸付等を行い、地域福祉活動の中核の役割を果たしています。

会員数（単位：人、団体）

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
一般会員	3,245	3,182	3,085	3,073	3,050
賛助会員	52	53	37	54	50
団体会員	55	55	53	53	50

出典：社会福祉協議会（各年度末現在）

2 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員は、町民の身近な相談相手であり、迅速な支援につなぐ橋渡し役として、各地区で活動しています。

民生委員・児童委員（単位：人）

項目	小湊地区	東地区	西地区	主任児童委員	合計
定数	25	9	8	3	45
委員数	22	9	7	3	41

出典：平内町民生委員児童委員協議会（令和5年4月1日現在）

3 保健・医療・福祉分野の連携

○ 本町では、保健・医療・福祉分野で連携組織を構築しています。

保健・医療・福祉分野の主な連携組織

名称	概要
平内町健康・福祉推進協議会	● 保健・医療・福祉・教育など各種団体、関係行政機関の代表者で構成。 ● 町民の健康生活と福祉の向上をはかるため、住民の自主参加による各種保健福祉事業の方策を体系的、総合的に審議企画し、健康づくりと福祉の向上を推進する。
地域ケア会議	● 町内の医療機関、薬局、介護関連事業所、障害福祉関連事業所、行政の関係者で構成。 ● 個別対応だけでは解決できない課題を集約し、町として対応すべき課題を把握し、資源開発や政策形成につなげる。
自立支援協議会	● 医療、障害者関係団体、障害者福祉サービス事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、相談支援事業所、教育関係機関、就労等関係機関で構成。 ● 障害者等の福祉に関する各般の問題につき障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の必要な支援の円滑な運営を図る。
要保護児童対策地域協議会	● 福祉、児童相談所、教育、医療・保健、警察、人権擁護等の関係者で構成。 ● 要保護児童・要支援児童に係る関係機関等の円滑な連携と情報の共有化を図り、要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援につなげる。
平内町青少年問題協議会	● 行政、教育、防犯等の関係機関で構成。 ● 青少年に関する総合的施策について必要な事項を調査審議し、関係行政機関相互の連絡調整を図る。
青森地域保健医療圏	● 青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村で構成。

出典：各組織設置要綱等（令和5年4月1日現在）

第3節 第6期計画の進捗状況

1 施策の進捗状況

- 施策毎の取り組み（次ページ掲載）の中から、計画期間で新たに実施・開始したもの、実施できなかったものを抽出し、第6期計画の進捗状況を俯瞰します。

◎新たに実施・開始した主な取り組み

- 令和3年度に乳幼児・子ども医療助成を「15歳まで」から「18歳まで」に拡充。
- 公民館で高齢者等が気軽に集まれる通いの場を実施、通いの場拡大に向けて生活支援コーディネーターを配置。
- 地域包括支援センターの成年後見制度の中核機関化。
- 複合的課題を抱える世帯など、様々な相談をワンストップで受け付ける窓口の設置及び包括的支援体制の構築（多機関協働事業（委託））。
- 平内中央病院において令和3年度から小児科の再開。リハビリに関わる医療従事者の増員と診療体制の強化。令和4年2月のオンライン診療の体制整備、同年3月の在宅医療・介護連携サービスシステムの導入。
- 身体障害者を対象とした町役場の一般職採用試験の募集（申込者なし）。
- 視覚障害者の方にも分かる町HPの更新。
- 手話通訳者・要約筆記者等の養成（青森中枢連携で実施）。
- 公営住宅整備事業の完了。
- 平内町消費者安全確保地域協議会の立ち上げ。

▲実施できなかった主な取り組み

- ※実施できなかった大きな要因として、新型コロナウイルス感染症の影響がある。
- ピア・カウンセリング（障害者同士がお互いに経験や関心を通じて助言・援助し合う活動）、家族介助者同士の交流。
- 共生型サービス導入の検討。
- 民間施設対象のユニバーサルデザインの取り組み、当事者（保護者、高齢者、障害者、難病患者など）の視点による環境対策の検討。
- 保健・医療・福祉従事者の確保・養成。
- 学校のボランティア教育。

◇施策毎の取り組み（詳細）

◆すべての世代に育む福祉意識

1 小・中・高校における福祉教育の充実	● 乳児ふれあい体験学習やいのちの出前講座において妊婦体験等の学習を行った。 ● ボランティア教育に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施しなかった。
2 家庭や地域における福祉意識の醸成	● 町内の中学生対象の体験学習、町民対象の出前講座を、毎年度、プログラムを変えて実施した。 ● 令和5年度には虹の会と協力して男女共同参画に関わる講座を開設した。
3 社会参加の環境づくり	● 公民館で、高齢者等が気軽に集まれる通いの場を実施した。令和5年度は4地区の団体（外童子、茂浦、赤坂台、沼館）で実施した。 ● スポーツイベントの開催、各種スポーツ団体への助成、健康スポーツと位置づけるモルックの普及・啓発に取り組んだ。 ● 合理的配慮の周知に努めたほか、窓口など各場面に応じて適切に対応した。

◆一人ひとりの人権の尊重

4 あらゆる差別の解消	● 人権教育を実施し、差別・偏見の根絶に向けた教育を実施した。 ● 身体障害者を対象とした町役場の一般職採用試験に募集を行ったが、申込者はいなかった。令和5年度は受験資格年齢を引き上げて実施した。
5 いじめ、虐待、暴力などの未然防止	● 毎月、いじめに関するアンケートを実施し、早期発見に努めた。 ● スクールカウンセラーを町費で配置し、早期に相談できる体制を整備した。
6 権利擁護の普及	● 日常生活自立支援事業の利用件数5件／年（令和3～5年度。令和6年1月1日現在） ● 個人情報保護法改正に伴い、条例等の例規を整備した。 ● 選挙時の投票所への移動支援、投票所にコミュニケーションボード配置のほか、期日前投票所を令和4年度選挙から実施した。
7 成年後見制度の利用促進に係る取り組み	● 地域包括支援センターを中核機関としたが、単独でネットワーク構築が困難なため、東郡広域実施とした。 ● 成年後見町長申立に関する相談2件、うち町長申立支援1件を実施した。

◆丸ごと受け止める相談支援

8 切れ目なく包括的な相談支援の充実	● 多機関協働事業（委託）により、複合的課題を抱える世帯など、様々な相談をワンストップで受付することができる窓口を設置し、包括的支援体制を構築した。 ● 外部機関の研修に参加する機会を設け、相談技術向上に努めた。関係機関との連携を図る包括的な地域ケア会議を定期的で開催した。 ● 住民や関連部署からの情報を基に個別訪問を地域包括支援センターで実施し、必要時に訪問を継続し、困りごとを抱えながら相談できない人の確認を行った。 ● 保健師・管理栄養士による全新生児訪問を毎年度実施し、子どもの発達とあわせて産婦のメンタル面の支援も行った。 ● ピア・カウンセリング（障害者同士がお互いに経験や関心を通じて助言・援助し合う活動）、家族介助者同士の交流は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施できなかった。
9 民生委員・児童委員活動の充実	● 新型コロナウイルスの影響により、訪問や相談といった日々の活動もままならない状況が続いたが、高齢者の支援や関係機関のつなぎ役など、各委員の果たすべき役割を、定例会やグループ討議を通じて活発な意見交換を行った。 ● 令和4年12月の一斉改選とその後の退任・新任を経て、令和5年度末で欠員は4名の見通しである。
10 情報提供の充実	● 幼児期や学齢期、成人期など各ライフステージに沿って、関係機関から情報を発信した。 ● 視覚障害者の方にも分かるよう、HPを更新した。 ● 手話通訳者・要約筆記者等の養成を青森中枢連携で実施した。令和4年度に申込者1名であった。

◆良質なサービス・事業の提供・実施

11 サービス・事業の量と質の確保	● 新規事業所の指定や事業の拡充による定員変更申請の際、町による事前協議を行った。 ● 事業者と日頃からコミュニケーションを図り、必要な対応を行った。 ● 共生型サービスの導入検討は、新型コロナウイルスの影響もあり、実施できなかった。
12 地域医療の充実	● 平内中央病院は令和3年度から小児科を再開した。リハビリに関わる医療従事者を増員し、診療体制を強化した。令和6年度から始まる医師の働き方改革に備え、救急診療をはじめとする現行の勤務体制を維持するよう対応した。また、感染管理認定看護師を養成し、新興感染症対策の強化を図った。 ● 青森県立中央病院や青森市民病院など高度急性期病院と連携

	し、大腿骨頸部骨折・脳卒中・がんの地域連携クリニカルパスなどを運用し、後方支援病院としての役割を果たしている。 ● 令和4年2月にオンライン診療の体制整備、同年3月に在宅医療・介護連携サービスシステムを導入した。 ● 令和3年度に乳幼児・子ども医療の助成を「15歳まで」から「18歳まで」に拡充した。
13 心身の健康づくりの充実	● 新型コロナウイルスの影響もあったが、元気はつらつ教室やシルバー人材センターを通じた健康増進と生きがいづくり、メディコトリム教室、特定健診、がん検診（胃・大腸・肺）、婦人科検診などの生活習慣病予防対策を毎年度実施した。

◆安全で暮らしやすい生活環境

14 町民の視点に立った防災対策の強化	● 町内会や自主防災組織等を対象とした研修会を開催したが、町内会の機運が高まらず、自主防災組織の増加に至っていない。 ● 避難行動要支援者台帳を必要に応じて更新し、支援を必要とする人がスムーズに避難できる体制を構築している。 ● 町社協、民生委員、地域包括支援センターなどと連携協力し、高齢者世帯の安否確認を行った。 ● 社会福祉法人や民間事業者と災害時の応援・協力・物資調達・情報発信等に関する協定を締結した。
15 暮らしやすい環境づくりの推進	● 令和6年1月にデマンド交通の実証運行を開始した。 ● 鉄道と町民バス（コミュニティバス）との接続調整、小湊駅前バス停等レイアウト変更等の利便性向上を図った。 ● 公営住宅整備事業が完了した。 ● 平内町消費者安全確保地域協議会を立ち上げた。 ● 従前から危険箇所の把握などを行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当事者（保護者、高齢者、障害者、難病患者など）の視点による環境対策の検討ができなかった。
16 町全体のユニバーサルデザインの推進	● 令和3年度に誰もが快適に使用できる公衆トイレ「オーシャンビュー夏泊岬」を整備した。 ● 役場新庁舎整備事業に係る要求水準書に国が示す「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」を盛り込んだ。 ● 民間施設対象の取り組みは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施できなかった。

◆町民同士のつながりと支え合いの深化

17 町民主体の支え合い活動の活性化	● 町民主体の通いの場づくりの実施希望の団体に対し、事業立ち上げや活動支援に費用助成を実施した。令和5年度は4地区の団体（外童子、茂浦、赤坂台、沼館）で実施した。 ● 町内の単位老人クラブ・老人クラブ連合会に補助金を支給し、
--------------------	---

	活動支援を行った。 ● 町内会に対して街灯設置や電気料の補助を行った。 ● 見守りシール制度や町・社協・町内関係団体が協力して行う除雪ボランティアを実施した。 ● 認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、「オレンジサポーター」を育成した。令和5年度は「おらんどカフェ（認知症カフェ）」を開催した。
18 民間組織の公益活動の活性化	● コロナ禍の影響により事業廃止となった事例もあったが、NPO法人への委託事業を継続するなど、町民へのサービス向上を行った。
19 地域活動における個人情報の保護と活用	● 支援を必要とする人の個人情報の取り扱いについて、関係機関で継続的な協議を行った。

◆複合的な生活課題への包括的な支援

20 ひとり親家庭、生活困窮者の自立支援	● ひとり親世帯への医療費補助や就学援助を実施した。 ● 多機関協働事業により、支援が必要な人の早期把握、ワンストップで相談対応できる窓口の設置を行った。
21 様々な悩みを抱える人への対応強化	● 多機関協働事業（委託）により、複合的課題を抱える世帯や支援が必要な人に伴走支援と包括的支援を行う体制を構築した。
22 居住に課題を抱える人への支援	● 居住支援協議会等において情報交換を行った。 ● 要配慮者からの相談がなかった。

◆地域福祉を推進する体制の構築

23 専門的な人材の確保・養成	● 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人材の確保・養成を図る事業が実施できなかった。
24 地域福祉にかかる活動拠点の整備	● 修繕が必要な公民館分館に助成金交付を行った。各分館の消防用設備等特例基準適用申請を行った。 ● 新規整備は行っていない。
25 社会福祉法人の地域貢献活動の促進	● 社会福祉法人と協定を締結し、避難場所として施設の活用をできるようにした。 ● 通いの場拡大に向けて生活支援コーディネーターを配置した。一方、地域福祉コーディネーターは配置できていない。
26 地域包括ケアシステムの深化	● 令和2年度に子育て世代包括支援センターを開設し、全ての妊産婦に対し面談を実施した。他課や医療機関と連携を図った。 ● 多機関協働事業（委託）の実施に伴い、既存の地域資源にとらわれずに、関係機関と個々のケースに応じた連携・協力を図った。

2 数値目標に基づく進捗状況

○ 第6期計画の数値目標の進捗状況は次の通りです。

	項目	第6期計画の基準	第6期計画の目標
1	平均寿命★	平成27年 県内40位（最下位）	令和11年 県内1位
	最新データ▶	令和2年 男性：県内34位 女性：県内28位	
2	子育て世代包括支援センター★	令和2年度 設置	令和6年 相談機能のほか、 4事業の新規実施
	最新データ▶	令和5年度も継続実施	
3	町民主体の通いの場の実施★	令和2年度 3か所	令和6年 10か所
	最新データ▶	令和5年度 3か所	
4	アンケートで「相談しやすい」と回答した町民の割合（＊）	令和元年 子育て 44.0% 暮らし、お金 20.0%	令和5年 子育て 50%以上 暮らし、お金 50%以上
	最新データ▶	子育て 53.8% 暮らし、お金 21.3%（令和5年調査）	
5	アンケートで「避難場所を知っている」と回答した町民の割合	令和元年 75.4%	令和5年 95%以上
	最新データ▶	70.1%（令和5年調査）	
6	アンケートで「地域で助け合う意識が広がった」と回答した町民の割合	令和元年 28.3%	令和5年 50.0%以上
	最新データ▶	24.3%（令和5年調査）	

★は第六次長期振興計画の健康分野の指標・目標のため、目標年度が本計画期間と異なります。

＊「わからない、相談したことがない」「無回答」を除いた回答者数で各項目を集計しています。

- 平均寿命は男性、女性とも県内最下位を脱し、事業実績では子育て世代包括支援センター、通いの場とも継続的に実施されています。
- 町民アンケートを用いた指標では、子育てに関して「相談しやすい」の回答が目標の50%を超えました。その他の指標は目標に届かないか、基準から減少しました。

第4節 地域福祉に係る町民意識

- 地域福祉に関する町民アンケート（本文中に【問番号】表示）の結果を整理します。

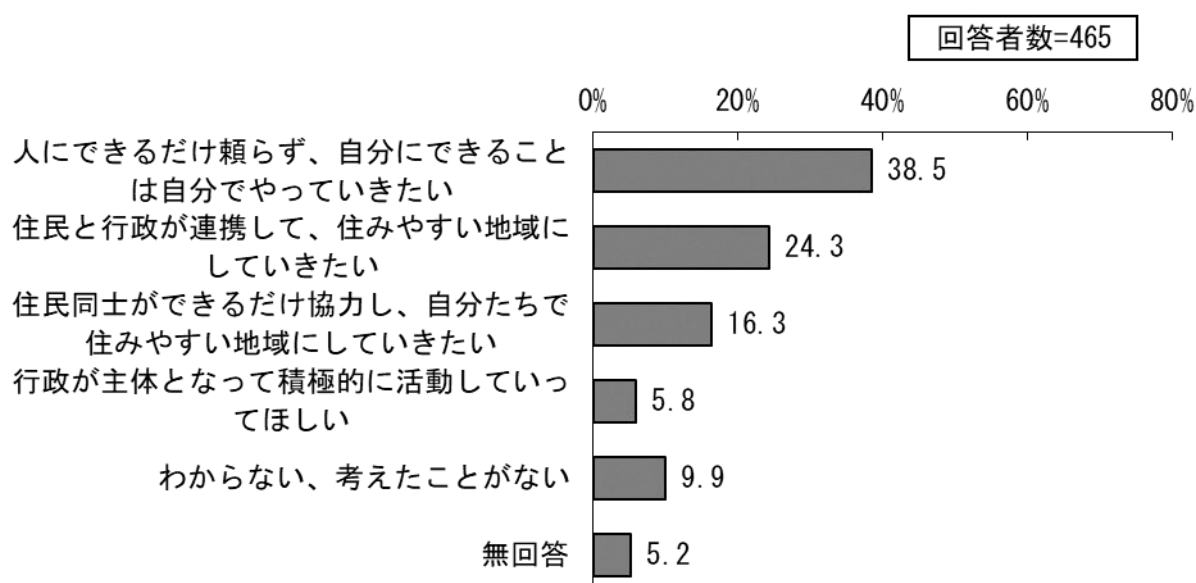
町民アンケート実施概要

目的／期間	地域福祉に関する町民意識の把握／令和4年12月～令和5年1月実施
対象／回答数	1,200人（20歳以上の町民）／465票（回答率 38.8%）

1 地域福祉への関心、権利擁護について

①地域福祉に関する関心

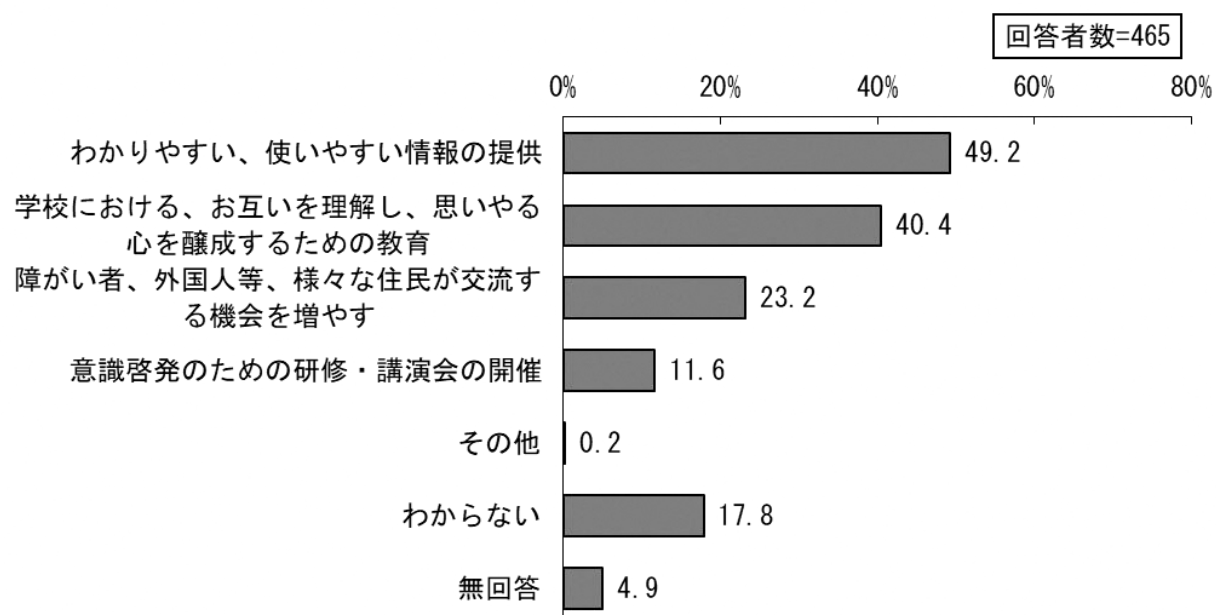
- 【問17】日常적으로お互いを助け合う活動（見守り、話し相手、声かけ等）への考えは、「人にできるだけ頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」という自助の意識が最も高く、「住民と行政が連携して、住みやすい地域にしていきたい」という共助の意識、「住民同士ができるだけ協力し、自分たちで住みやすい地域にしていきたい」という互助の意識が続きます。



- 前回調査と比べて数値は増減していますが、同様の傾向といえます。

属性	令和5年	令和2年
人にできるだけ頼らず、自分にできることは自分でやっていきたい	38.5	37.9
住民同士ができるだけ協力し、自分たちで住みやすい地域にしていきたい	16.3	18.6
住民と行政が連携して、住みやすい地域にしていきたい	24.3	22.0
行政が主体となって積極的に活動して欲しい	5.8	3.0
わからない、考えたことがない	9.9	12.9

- 【問35】「心のバリアフリー」に向けて特に必要な取り組みは、「わかりやすい、使いやすい情報の提供」、「学校における、お互いを理解し、思いやる心を醸成するための教育」、「障害者、外国人等、様々な住民が交流する機会を増やす」を期待しています。

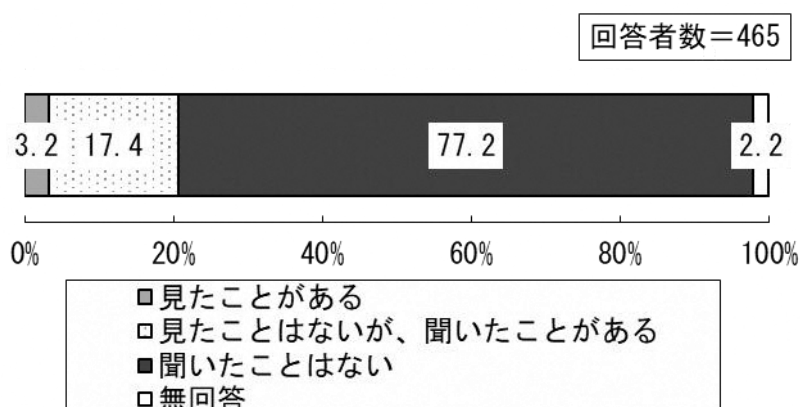


- 前回調査と比べても同様の傾向です。

属性	令和 5 年	令和 2 年
学校における、お互いを理解し、思いやる心を醸成するための教育	40.4	39.1
意識啓発のための研修・講演会の開催	11.6	13.2
障害者、外国人等、様々な住民が交流する機会を増やす	23.2	24.1
わかりやすい、使いやすい情報の提供	49.2	47.3
その他	0.2	1.4
わからない	17.8	16.4

②権利擁護

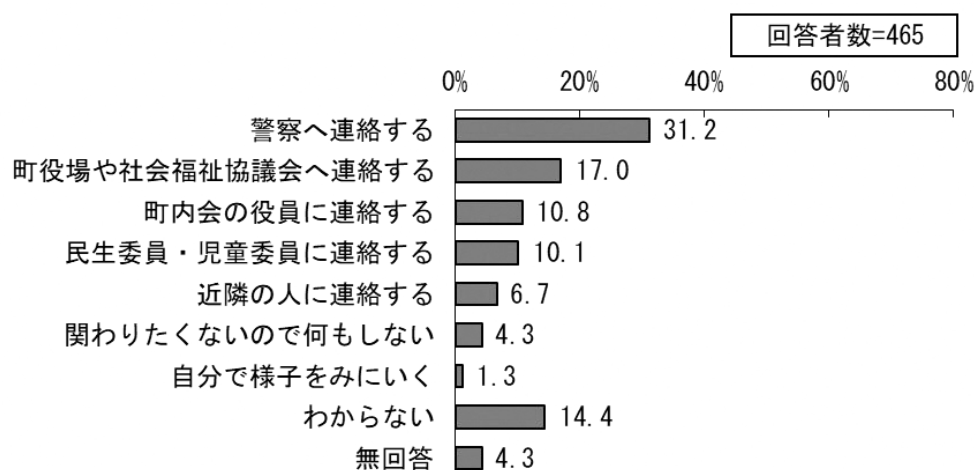
- 【問32】町内や地域における人権侵害事象（差別、権利侵害、虐待、暴力等）について、「見たことがある」と「見たことはないが、聞いたことがある」を合わせた見聞経験は20.6%です。



- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で「見たことはないが、聞いたことがある」が増えています。

属性	令和 5 年	令和 2 年
見たことがある	3.2	3.8
見たことはないが、聞いたことがある	17.4	12.7
聞いたことはない	77.2	79.8

- 【問33】人権侵害事象（差別、権利侵害、虐待、暴力等）発見時の対応は、「警察へ連絡する」ことを優先しています。



- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で「近隣の人に連絡する」が減っています。

属性	令和 5 年	令和 2 年
自分で様子をみにいく	1.3	2.0
近隣の人に連絡する	6.7	13.2
町内会の役員に連絡する	10.8	10.0
民生委員・児童委員に連絡する	10.1	7.1
町役場や社会福祉協議会へ連絡する	17.0	17.0
警察へ連絡する	31.2	28.9
関わりたくないので何もしない	4.3	6.3
わからない	14.4	11.4

2 相談、情報について

①相談、情報提供

- 【問21】町内の相談体制に関する評価は、ア 子育てや子どもの発達に関する相談、イ 介護、病気、障害に関する相談は、『相談しやすいと思う』（相談しやすい+どちらかといえば相談しやすい）が5割を超えています。
- ウ 暮らし、お金に関する相談は『相談しづらいと思う』（どちらかといえば相談しづらい+相談しづらい）が多くなっています。
- 前回調査と比べて、ア 子育てや子どもの発達に関する相談、イ 介護、病気、障害に関する相談は『相談しやすいと思う』（相談しやすい+どちらかといえば相談しやすい）が増えています。

	令和5年		令和2年	
	相談しやすいと思う	相談しづらいと思う	相談しやすいと思う	相談しづらいと思う
ア 子育てや子どもの発達に関する相談 令和5年（n=91）、令和2年（n=100）	53.8	46.2	44.0	56.0
イ 介護、病気、障害に関する相談 令和5年（n=195）、令和2年（n=230）	59.0	41.0	55.7	44.3
ウ 暮らし、お金に関する困りごと相談 令和5年（n=122）、令和2年（n=145）	21.3	78.7	20.0	80.0

注：「わからない、相談したことがない」「無回答」を除いた回答者数で各項目を集計

- 【問21】町内の福祉情報の提供に関する評価は、ア～ウのいずれも『入手しづらいと思う』（どちらかといえば入手しづらい+入手しづらい）が多くなっています。
- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で、ウ 暮らし、お金に関する情報は「入手しづらい」『入手しやすいと思う』（入手しやすい+どちらかといえば入手しやすい）が増えています。

	令和5年		令和2年	
	入手しやすいと思う	入手しづらいと思う	入手しやすいと思う	入手しづらいと思う
ア 子育てや子どもの発達に関する情報 令和5年（n=135）、令和2年（n=158）	34.1	65.9	35.4	64.6
イ 介護、病気、障害に関する情報 令和5年（n=237）、令和2年（n=269）	36.3	63.7	38.7	61.3
ウ 暮らし、お金に関する困りごと情報 令和5年（n=179）、令和2年（n=176）	23.5	76.5	17.6	82.4

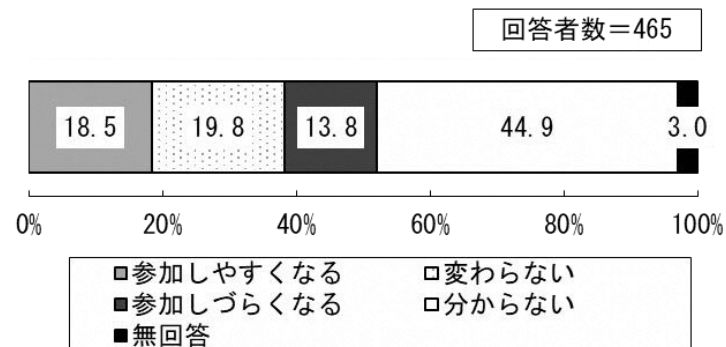
注：「わからない、情報を必要としたことがない」「無回答」を除いた回答者数で各項目を集計

②デジタルの活用

- 【問36】インターネットを使う情報端末、アプリ、サービスの①使用状況は、ア スマートフォン、携帯電話のインターネット機能は「使っている」が53.1%と最も高く、イ～オを上回っています。
- ②今後の使用意向は、ア スマートフォン、携帯電話のインターネット機能を「使いたい」が47.5%と最も高く、イ～オを上回っています。

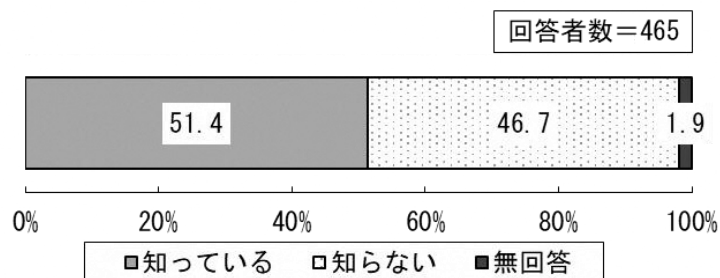
	①使用状況			②今後の意向		
	使っている	使っていない	無回答	使いたい	使わない	無回答
ア スマートフォン、携帯電話のインターネット機能	53.1	41.3	5.6	47.5	30.1	22.4
イ タブレット	13.1	76.8	10.1	24.7	55.5	19.8
ウ パソコン	32.9	58.3	8.8	35.5	42.8	21.7
エ SNS	35.7	54.8	9.5	32.9	45.2	21.9
オ オンライン上の双方向コミュニケーションツール	17.6	72.5	9.9	22.8	56.8	20.4

- 【問37】町や社会福祉協議会の講座・イベントのオンライン開催をする場合、「参加しやすくなる」が18.5%であり、「参加しづらくなる」の13.8%をやや上回っています。です。



③民生委員・児童委員

- 【問28】住まいの地区の民生委員・児童委員の認知は、「知っている」51.4%、「知らない」46.7%です。



- 前回調査と比べて、「知らない」が増えています。

属性	令和5年	令和2年
知っている	51.4	55.2
知らない	46.7	41.6

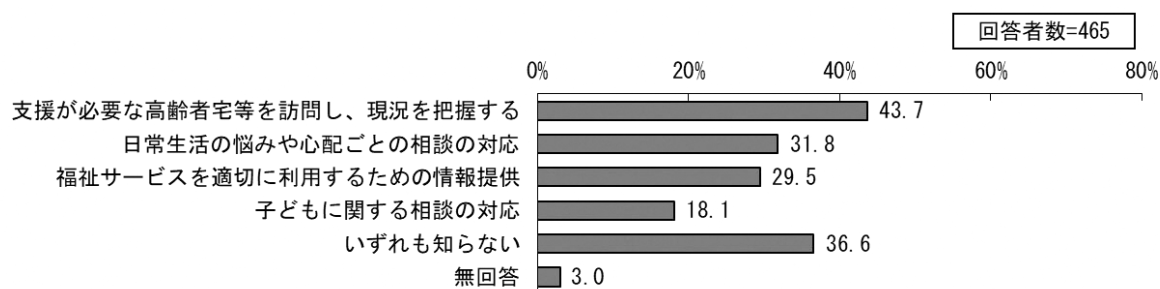
【回答者属性別の傾向】

- 「知らない」が高い区分は、30代から64歳、未就学児のいる世帯、要介護・介助がいる世帯、いずれもない世帯、小湊地区（西地区は「知っている」と「知らない」が同率）です。30代は「知らない」が80%台と特に高くなっています。

数値は%、網掛けは各区分の第1位、属性及び設問の「無回答」は非表示

属性	区分	回答者数(人)	知っている	知らない
年齢	30代	12	16.7	83.3
	40代	37	37.8	62.2
	50代	71	36.6	62.0
	60～64歳	59	39.0	61.0
	65～69歳	94	58.5	40.4
	70～74歳	97	63.9	35.1
	75歳以上	94	60.6	33.0
同居の状況	未就学児がいる	14	42.9	57.1
	高齢者がいる	270	57.8	40.7
	要介護・介助がいる	65	41.5	56.9
	いずれもない	152	42.8	55.3
居住地区	小湊地区	139	44.6	54.7
	東地区	170	60.0	38.2
	西地区	151	48.3	48.3

- 【問27】民生委員・児童委員の活動の認知は、「支援が必要な高齢者宅等を訪問し、現況を把握する」が最も高く、「いずれも知らない」、「日常生活の悩みや心配ごとの相談の対応」が続きます。



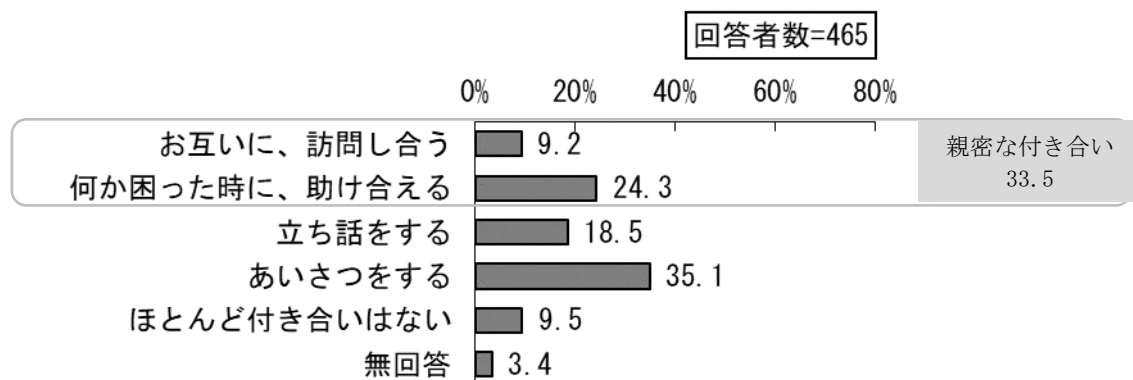
- 前回調査と比べて、「いずれも知らない」が減り、全ての活動が増えています。

属性	令和5年	令和2年
日常生活の悩みや心配ごとの相談の対応	31.8	27.3
子どもに関する相談の対応	18.1	8.8
支援が必要な高齢者宅等を訪問し、現況を把握する	43.7	34.8
福祉サービスを適切に利用するための情報提供	29.5	22.5
いずれも知らない	36.6	40.7

3 地域の支え合いについて

①近所付き合い、暮らしやすさへの影響

- 【問8】近所付き合いの程度は、「あいさつをする」の35.1%が最も高くなっています。『親密な付き合い』（お互いに、訪問し合う＋何か困った時に、助け合える）は33.5%です。



- 前回調査と比べても同様の傾向です。

属性	令和5年	令和2年
お互いに、訪問し合う	9.2	12.9
何か困った時に、助け合える	24.3	21.8
立ち話をする	18.5	21.4
あいさつをする	35.1	35.4
ほとんど付き合いはない	9.5	4.8

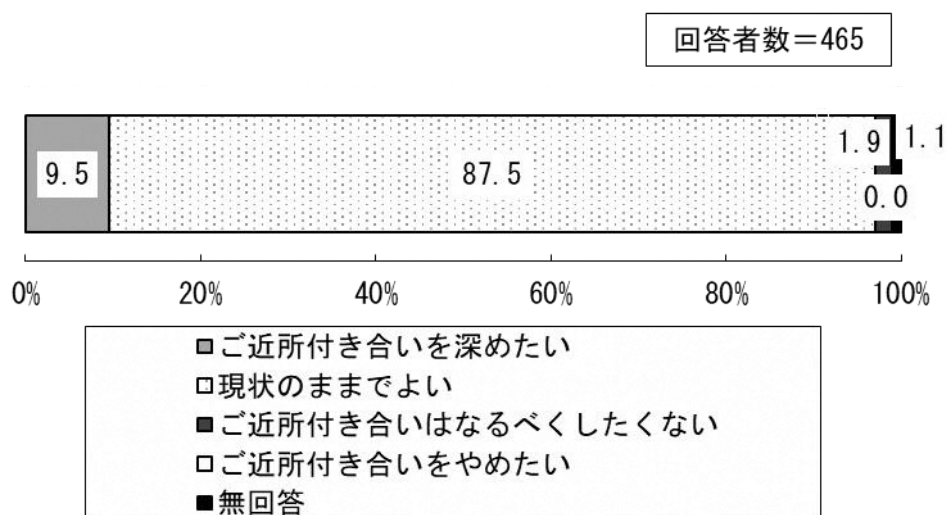
【回答者属性別の傾向】

- 年齢でみると、69歳以下と75歳以上は「あいさつをする」、70～74歳は「何か困った時に、助け合える」がそれぞれ最も高くなっています。『親密な付き合い』で見ると、年齢が上がるのに従い『親密な付き合い』も高くなっています（親密度が深まる）。

数値は%、網掛けは各区分の第1位、属性及び設問の「無回答」は非表示

属性	区分	回答者数 (人)	親密な 付き合い		立ち話をする	あいさつをする	ほとんど 付き合いは ない	『親密な 付き合い』
			し合う	お互いに、 訪問 に、助け 合える 時				
現在の年齢	30～39歳	12	8.3	0.0	8.3	66.7	16.7	8.3
	40～49歳	37	5.4	16.2	5.4	51.4	18.9	21.6
	50～59歳	71	1.4	23.9	19.7	43.7	9.9	25.4
	60～64歳	59	8.5	25.4	13.6	37.3	11.9	33.9
	65～69歳	94	7.4	27.7	19.1	34.0	7.4	35.1
	70～74歳	97	12.4	30.9	21.6	24.7	7.2	43.3
	75歳以上	94	16.0	20.2	23.4	28.7	6.4	36.2

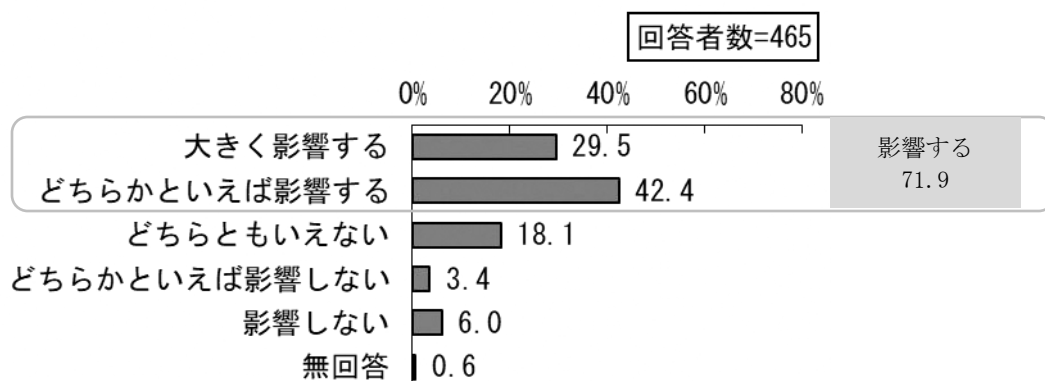
- 【問9】 今後の近所付き合いは、「現状のままでよい」が87.5%を占めます。



- 前回調査と比べても同様の傾向です。

属性	令和 5 年	令和 2 年
ご近所付き合いを深めたい	9.5	9.1
現状のままでよい	87.5	87.9
ご近所付き合いはなるべくしたくない	1.9	1.3
ご近所付き合いをやめたい	0.0	0.4

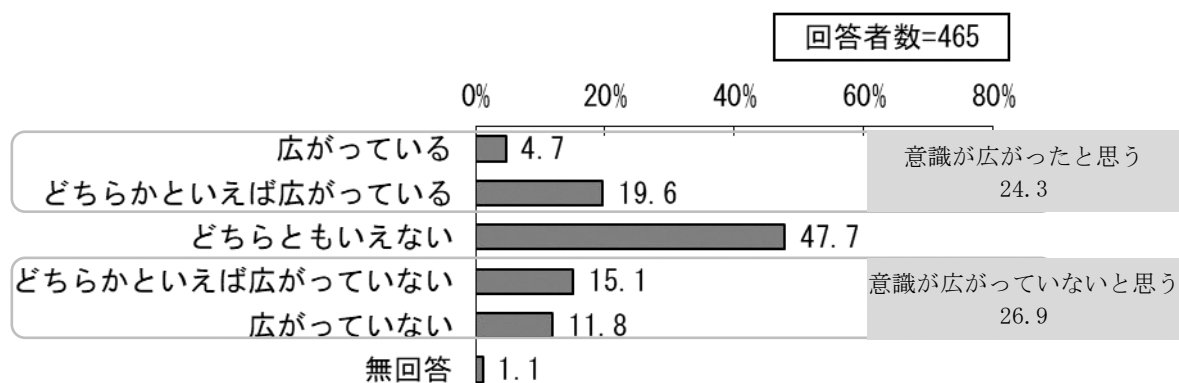
- 【問12】 近所付き合いの地域の暮らしやすさへの影響は、『影響する』（大きく影響する+どちらかといえば影響する）が71.9%です。



- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で「どちらかといえば影響する」が増えています。

属性	令和 5 年	令和 2 年
大きく影響する	29.5	32.3
どちらかといえば影響する	42.4	36.6
どちらともいえない	18.1	18.0
どちらかといえば影響しない	3.4	3.9
影響しない	6.0	6.6

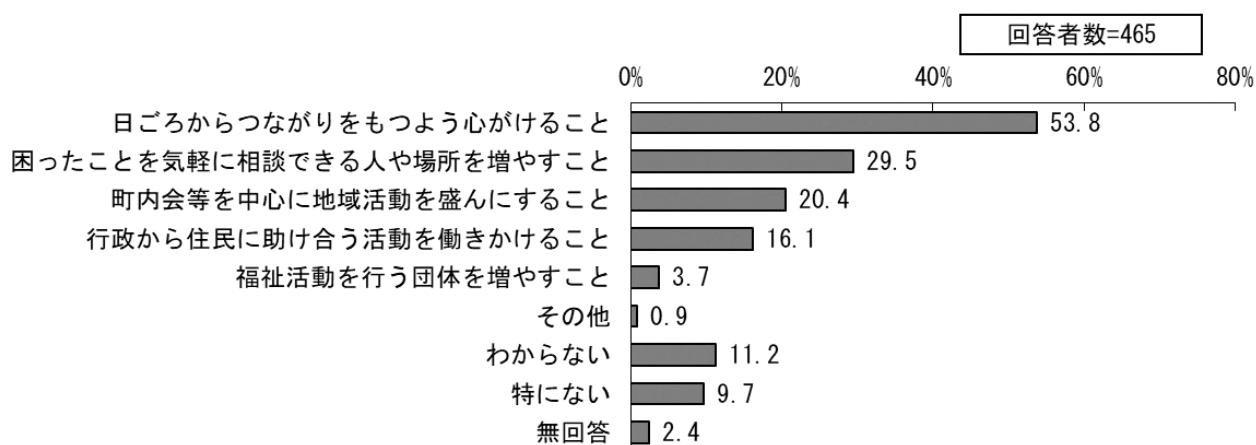
- 【問18】周囲で隣近所や地域で助け合う意識の広がりについて、『意識が広がったと思う』（広がっている＋どちらかといえば広がっている）は24.3%、『意識が広がっていないと思う』（広がっていない＋どちらかといえば広がっていない）は26.9%であり、拮抗しています。



- 前回調査と比べても同様の傾向です。

属性	令和5年	令和2年
広がっている	4.7	6.3
どちらかといえば広がっている	19.6	22.0
どちらともいえない	47.7	45.0
どちらかといえば広がっていない	15.1	15.0
広がっていない	11.8	8.4

- 【問19】お互いに助け合う輪を広げていくためには、「日ごろからつながりをもつよう心がけること」を特に重要と考えています。

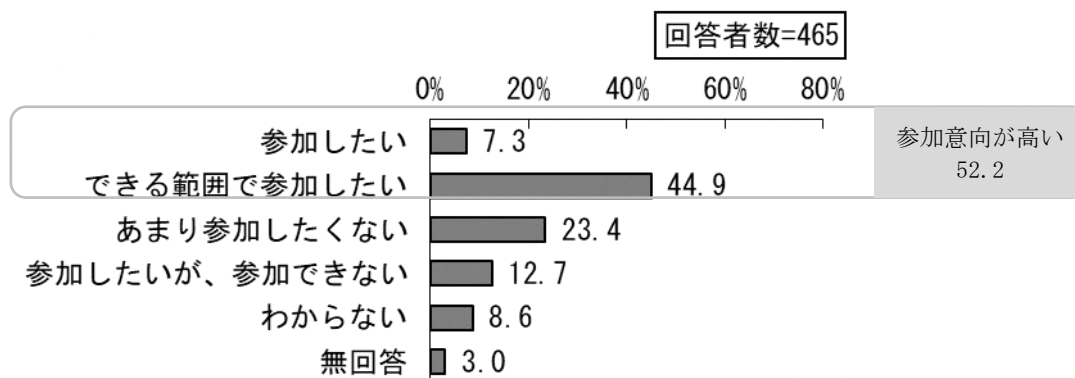


- 前回調査と比べても同様の傾向です。

属性	令和5年	令和2年
日ごろからつながりをもつよう心がけること	53.8	56.6
町内会等を中心に地域活動を盛んにすること	20.4	23.0
困ったことを気軽に相談できる人や場所を増やすこと	29.5	27.7
福祉活動を行う団体を増やすこと	3.7	3.9
行政から住民に助け合う活動を働きかけること	16.1	12.3
その他	0.9	0.9
わからない	11.2	13.8
特にない	9.7	7.3

②地域活動

- 【問14】町内や地域の活動への今後の参加意向は、『参加意向が高い』（参加したい＋できる範囲で参加したい）と回答した“潜在的人材”は52.2%です。
- これに「参加したいが、参加できない」と回答した人に対して、地域や職場からの配慮や応援等によって参加できるようになった場合を加えると、“潜在的人材”は64.9%に高まります。



- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で「あまり参加したくない」が増え、「参加したいが、参加できない」が減っています。

属性	令和 5 年	令和 2 年
参加したい	7.3	7.7
できる範囲で参加したい	44.9	41.3
あまり参加したくない	23.4	18.9
参加したいが、参加できない	12.7	19.1
わからない	8.6	8.8

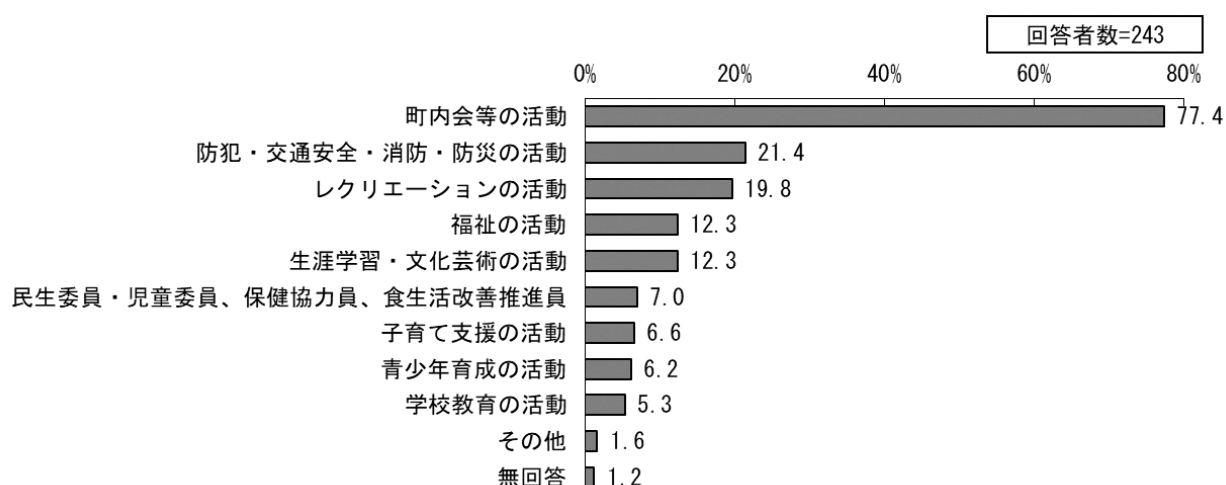
【回答者属性別の傾向】（表は次ページ）

- 多くの区分で「できる範囲で参加したい」が最も高くなっています。その中で「あまり参加したくない」が高い属性は、30代、40代、近所付き合いのほとんどない人は「あまり参加したくない」が最も高くなっています。

数値は%、網掛けは各区分の第1位、属性及び設問の「無回答」は非表示

属性	区分	回答者数 (人)	参加意向が高い		あまり参加したくない	参加したいが、参加できない	わからない	『参加意向が高い』
			参加したい	できる範囲で参加したい				
年齢	30代	12	0.0	25.0	66.7	0.0	0.0	25.0
	40代	37	2.7	18.9	45.9	10.8	21.6	21.6
	50代	71	0.0	50.7	28.2	4.2	16.9	50.7
	60～64歳	59	5.1	54.2	18.6	15.3	5.1	59.3
	65～69歳	94	10.6	48.9	18.1	11.7	7.4	59.6
	70～74歳	97	8.2	49.5	17.5	13.4	7.2	57.7
	75歳以上	94	12.8	39.4	20.2	20.2	3.2	52.1
近所付き合いの程度	お互いに訪問し合う	43	25.6	53.5	9.3	4.7	4.7	79.1
	困った時に助け合う	113	4.4	63.7	9.7	13.3	5.3	68.1
	立ち話をする	86	8.1	46.5	20.9	14.0	8.1	54.7
	あいさつをする	163	6.1	38.0	28.8	14.7	9.2	44.2
	ほとんどない	44	0.0	4.5	59.1	9.1	22.7	4.5

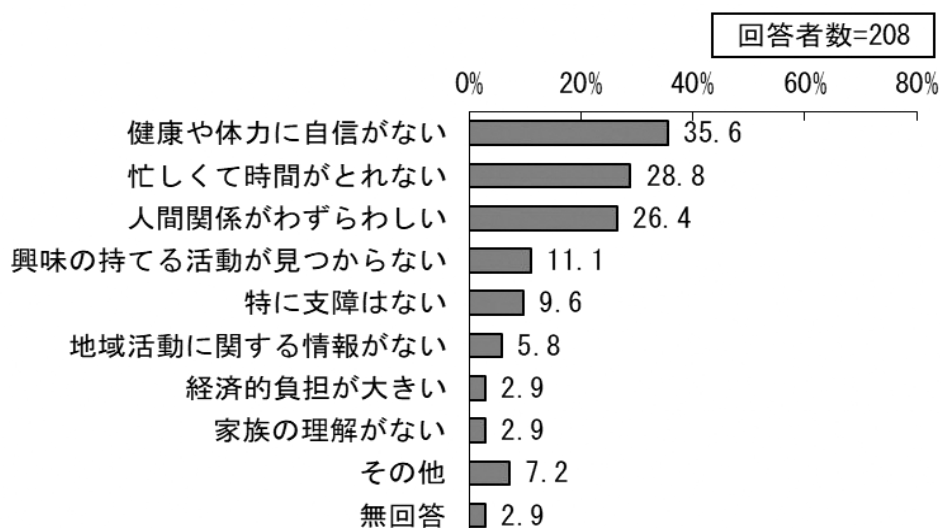
- 【問14①】町内や地域の活動に参加意向の高い人が希望する活動は、「町内会等の活動」を最も希望しています。



- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で「町内会等の活動」が増え、「青少年育成の活動」と「学校教育の活動」が減っています。

属性	令和 5 年	令和 2 年
町内会等の活動	77.4	71.5
防犯・交通安全・消防・防災の活動	21.4	20.4
青少年育成の活動	6.2	10.2
学校教育の活動	5.3	11.7
子育て支援の活動	6.6	9.9
レクリエーションの活動	19.8	20.4
福祉の活動	12.3	15.7
生涯学習・文化芸術の活動	12.3	11.7
民生委員・児童委員、保健協力員、食生活改善推進員	7.0	6.2
その他	1.6	0.7

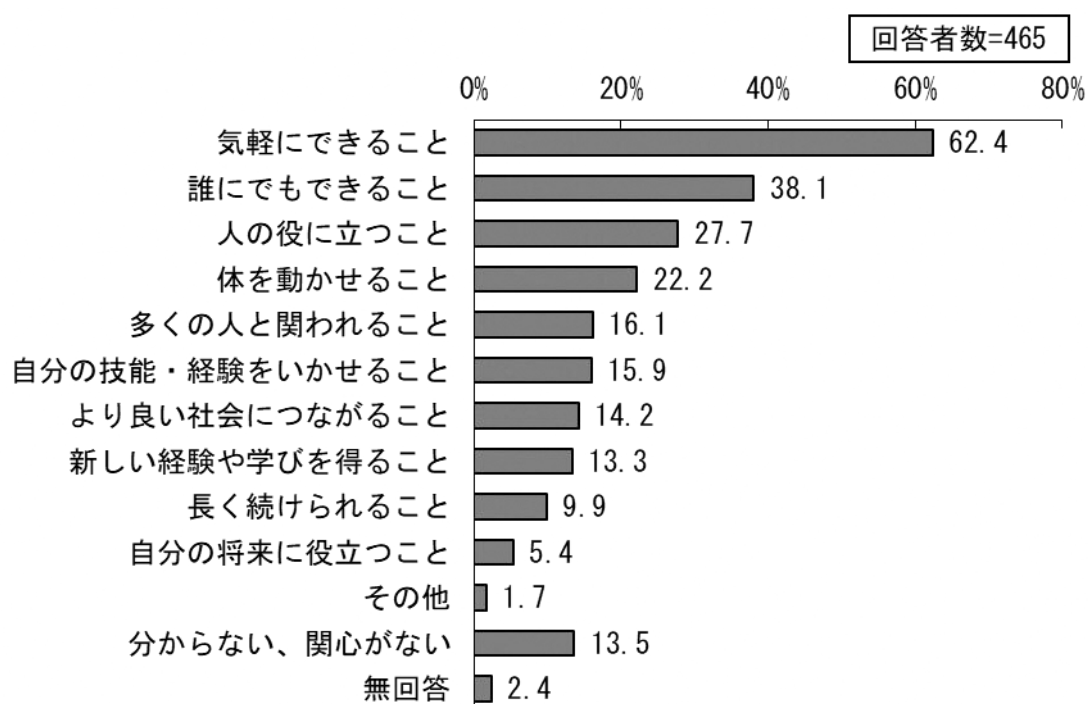
- 【問14②付問】町内や地域の活動に参加したくない・できない人の主な理由は、「健康や体力に自信がない」、「忙しくて時間がとれない」、「人間関係がわずらわしい」を挙げています。



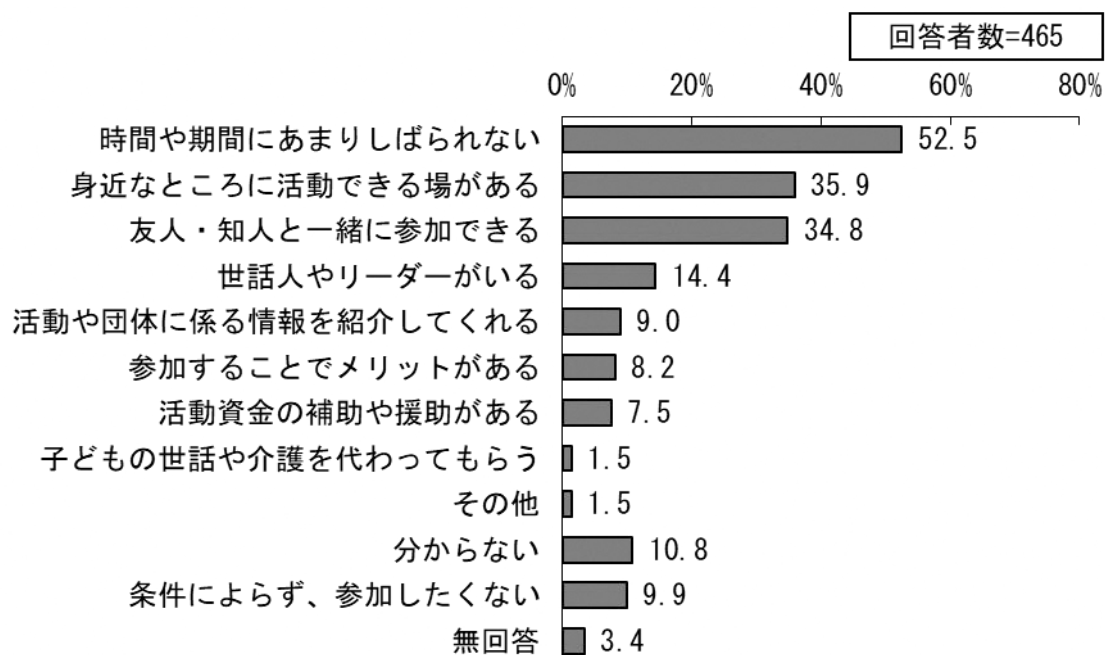
- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で「人間関係がわずらわしい」が増え、「特に支障はない」、「忙しくて時間がとれない」「興味の持てる活動が見つからない」が減っています。

属性	令和5年	令和2年
特に支障はない	9.6	15.6
忙しくて時間がとれない	28.8	34.0
健康や体力に自信がない	35.6	37.4
人間関係がわずらわしい	26.4	21.4
経済的負担が大きい	2.9	3.1
家族の理解がない	2.9	1.1
興味の持てる活動が見つからない	11.1	16.4
地域活動に関する情報がない	5.8	3.8
その他	7.2	5.7

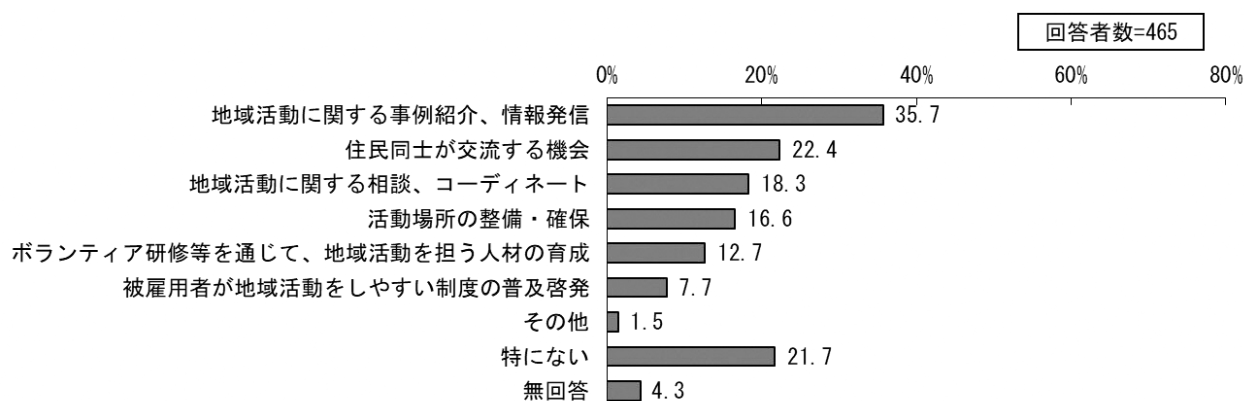
- 【問15】地域活動・ボランティア活動に参加する際は、「気軽にできること」を最も重視しています。



- 【問16】地域活動・ボランティア活動に参加しやすい条件は、「時間や期間にあまりしばられない」が最も高く、「身近なところに活動できる場がある」、「友人・知人と一緒に参加できる」が続きます。



- 【問20】住民同士が助け合う輪を広げていくために町役場や社会福祉協議会に対して、「地域活動に関する事例紹介、情報発信」や「住民同士が交流する機会」を期待しています。



- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で「地域活動に関する相談、コーディネート」が増えています。

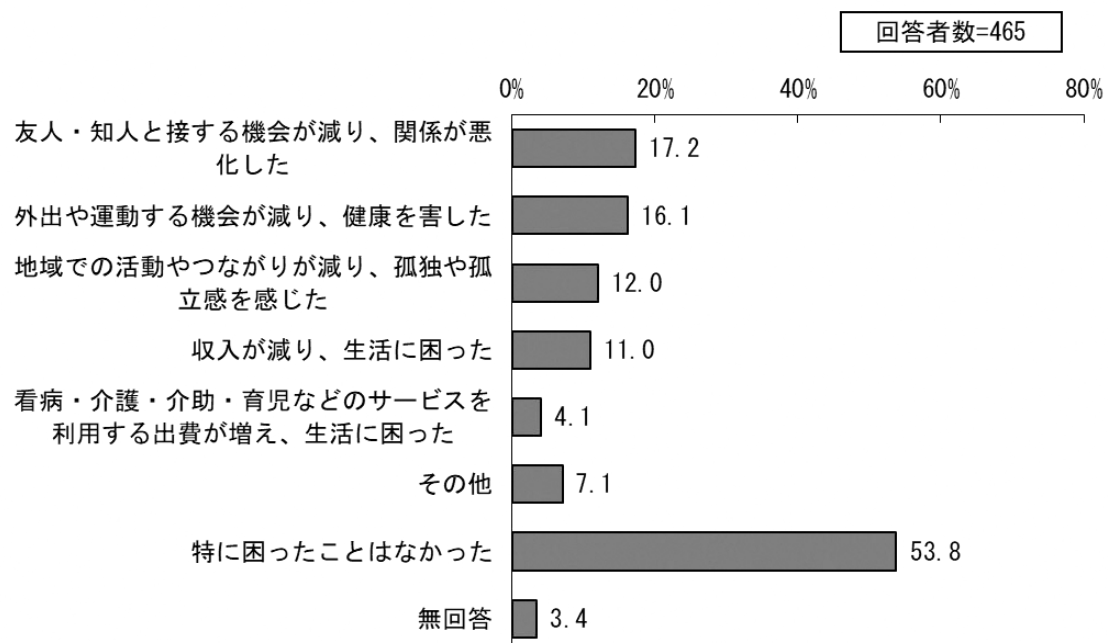
属性	令和 5 年	令和 2 年
地域活動に関する事例紹介、情報発信	35.7	36.1
地域活動に関する相談、コーディネート	18.3	13.0
住民同士が交流する機会	22.4	21.6
ボランティア研修等を通じて、地域活動を担う人材の育成	12.7	16.3
活動場所の整備・確保	16.6	16.4
被雇用者が地域活動をしやすい制度の普及啓発	7.7	5.9
その他	1.5	1.4
特にない	21.7	23.2

③新型コロナウイルス感染症の影響、ひきこもりに対する考え

- 【問24】新型コロナウイルス感染症の流行による暮らしへの影響について、
 ○ 増えた割合は、ウ 人とLINEやチャットで話す頻度が12.5%と高く、減った割合は、エ 興味や関心のあることに充てる時間が17.2%と高くなっています。

	増えた	変化なし	減った	わからない、事柄が該当しない	無回答
ア 勉強や学習など、スキルアップに充てる時間	3.7	30.5	8.0	45.6	12.3
イ 人と電話で話す頻度	9.9	55.7	10.3	16.6	7.5
ウ 人とLINEやチャットで話す頻度	12.5	43.2	3.9	30.8	9.7
エ 興味や関心のあることに充てる時間	10.5	44.3	17.2	20.6	7.3

- 【問25】新型コロナウイルス感染症の流行が原因で困った事は、「特に困ったことはなかった」53.8%が最も高く、「友人・知人と接する機会が減り、関係が悪化した」17.2%、「外出や運動する機会が減り、健康を害した」16.1%が続きます。



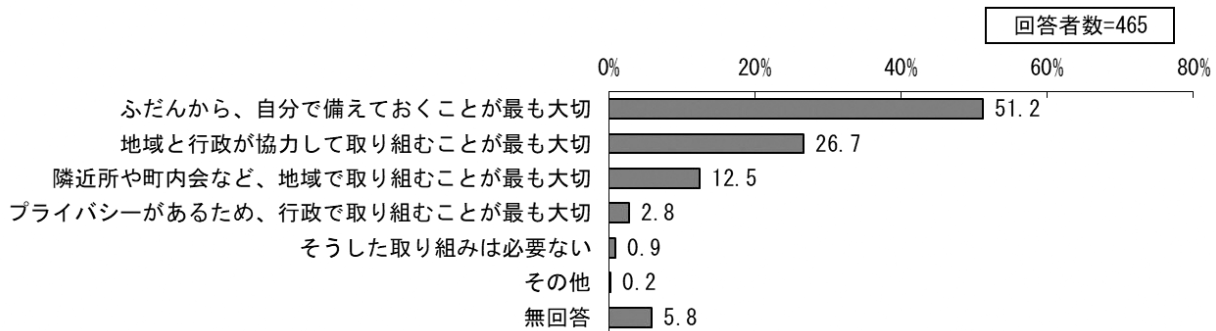
- 【問26】「ひきこもり」に対する考えについて、ア 「ひきこもり」は誰にでも起こることだと思うは「そう思う」が42.2%、イ 「ひきこもり」は家族で対処することが重要と思うは「そう思う」が23.7%と最も高くなっています。

	そう思う	う 少しそう思う	あまりそう思わない	い そう思わない	わからない	無回答
ア 「ひきこもり」は誰にでも起こることだと思う	42.2	29.2	5.4	5.2	14.2	3.9
イ 「ひきこもり」は家族で対処することが重要と思う	23.7	18.3	14.8	16.1	21.3	5.8

4 安全な地域づくりについて

①避難支援

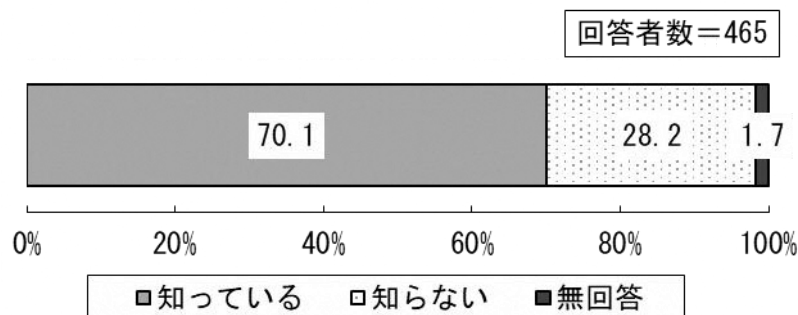
- 【問29】災害等で緊急に避難する際の支援に関する考えは、「ふだんから、自分で備えておくことが最も大切」が最も高く、自助の意識が浸透しています。



- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で「隣近所や町内会など、地域で取り組むことが最も大切」が減り、「地域と行政が協力して取り組むことが最も大切」が増えています。

属性	令和5年	令和2年
ふだんから、自分で備えておくことが最も大切	51.2	50.4
隣近所や町内会など、地域で取り組むことが最も大切	12.5	16.8
プライバシーがあるため、行政で取り組むことが最も大切	2.8	2.5
地域と行政が協力して取り組むことが最も大切	26.7	22.1
そうした取り組みは必要ない	0.9	1.4
その他	0.2	1.3

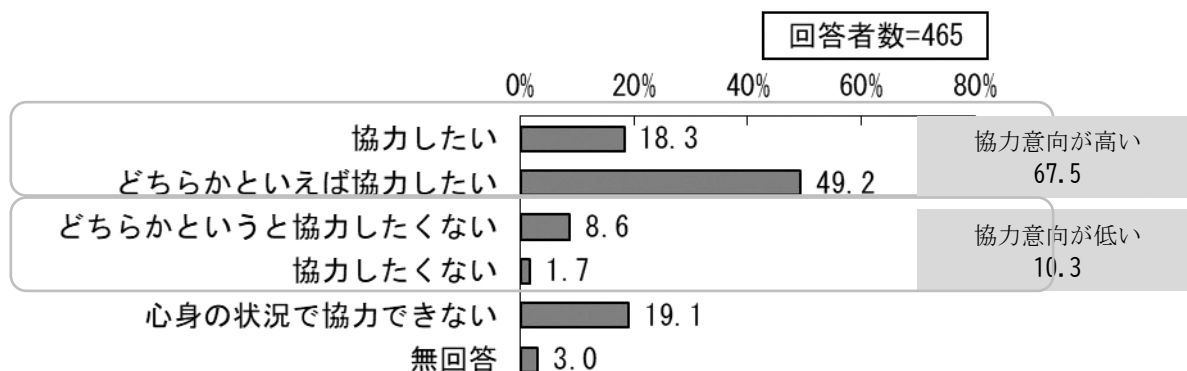
- 【問31】災害時の避難場所を「知っている」が70.1%です。



- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で「知らない」が増えています。

属性	令和5年	令和2年
知っている	70.1	75.4
知らない	28.2	21.4

- 【問30】災害時、高齢者や障害のある人等の支援活動への参加意向は、『協力意向が高い』（協力したい＋どちらかといえば協力したい）が『協力意向が低い』（協力したくない＋どちらかというと協力したくない）を大きく上回っています。



- 前回調査と比べても同様の傾向ですが、その中で「協力したい」が減り、「どちらかといえば協力したい」が増えています。

属性	令和 5 年	令和 2 年
協力したい	18.3	23.2
どちらかといえば協力したい	49.2	38.8
どちらかというと協力したくない	8.6	5.2
協力したくない	1.7	2.3
心身の状況で協力できない	19.1	24.3

②ユニバーサルデザイン

- 【問34】町内の施設や場所のバリアフリー化の評価は、ア～クの施設でいずれも「利用しづらさはない」若しくは「どちらともいえない」が高く、「利用しづらい」は高くありません。
- 「利用しづらい」が10%台の施設は、ウ レストラン等の飲食店、オ 集会所、公民館、コミュニティセンター、カ 体育館、運動場、キ 役場です。

	利用しづらさ はない	利用しづら い	どちらともい えない	無回答
ア 医院、クリニック	62.4	4.9	25.4	7.3
イ コンビニ、スーパーマーケット	58.7	4.9	28.2	8.2
ウ レストラン等の飲食店	30.5	12.7	46.5	10.3
エ 上記イ、ウ以外の店舗	22.8	9.7	52.0	15.5
オ 集会所、公民館、コミュニティセンター	37.6	15.5	38.9	8.0
カ 体育館、運動場	35.5	11.2	42.6	10.8
キ 役場	40.9	14.6	36.3	8.2
ク 学校、保育所	29.7	6.9	49.0	14.4

第5節 これからの課題

- 第6期の進捗、町民意識、社会の動き等から、これからの課題を整理します。

1 福祉意識の醸成について

- 互いを思いやる心が育まれる環境づくりを目指して、学校での体験学習や公民館の講座等により、福祉意識の醸成を図っています。また、スポーツイベントやスポーツ団体の支援を通じて、多くの人が交流する場を創出しています。
- 町民アンケートからは、自助の意識が高く、互いに助け合う活動や心のバリアフリーに向けた情報提供や交流機会を期待しています。
- 今後は、外国にルーツを持つ住民、ジェンダーアイデンティティ（※3）など、様々な背景を持つ人がいることを前提に、それぞれの違いを認め合い、すべての人がともに生きる「地域共生社会」を構築することがこれまで以上に求められます。そうした中、一人ひとりに時代が求める人権意識と互いを認め合い、支え合う福祉意識の醸成に向けた学習機会と交流機会の充実が必要です。
- 近年は少子高齢化と人口減少に伴い、既存のスポーツ団体等の運営が厳しくなっている状況を踏まえ、多くの人がスポーツやレクリエーションを通じて交流する機会を持てるよう、行政のサポート体制の再検討、有資格指導者を育成する助成制度の確立、軽スポーツなどに接する機会の拡充が必要です。

2 人権意識、権利擁護支援について

- すべての世代が安心して暮らせるまちを目指して、差別・偏見の根絶に向けた人権教育、障害者雇用の推進、学校へのスクールカウンセラーの配置、誰もが選挙に参加しやすい環境づくりを進めました。成年後見制度の中核機関に地域包括支援センターを位置付け、東郡広域によるネットワークを構築しています。
- 町民アンケートでは、町内における人権侵害事象の見聞経験は2割弱であり、令和2年調査から増えています。こうした事象への関心の高まりと考えられます。
- 今後は、人権侵害事象の未然防止と対応強化に向けて、様々な関係機関との一層の連携が必要です。
- 後期高齢者割合の増加や介護者の高齢化、障害者本人の高齢化等に伴い、本人の権利擁護支援や成年後見を必要とするケースが増えていきます。こうしたニーズに対応するため、権利擁護支援の周知とともに、成年後見制度については、地域包括支援センターが中核機関の機能を果たせるよう、一次相談窓口は町で担い、二次相談窓口や後見人支援は専門職機関に委託する体制の構築が必要です。

※3 ジェンダーアイデンティティとは、LGBT理解増進法において、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義される。

3 町民同士の支え合い、地域活動について

- 町民主体の通いの場づくりの実施希望団体への事業立ち上げや活動支援、単位老人クラブ・老人クラブ連合会の活動支援を行っています。認知症サポーター養成講座やステップアップ講座の開催、認知症カフェ「おらんどカフェ」を開催し、認知症の人や家族の交流の場を提供しています。また、NPO法人への委託事業を継続しています。
 - 近所付き合いについて、町民アンケートからは「あいさつをする」程度が一般的であり、年齢が上がるにつれて親密な付き合いが増える傾向がみられます。こうした近所付き合いの現状に満足しており、近所付き合いが地域の暮らしやすさに影響を与えると多くの人が考えています。ただし、隣近所や地域で助け合う意識の広がりについては意見が分かれます。
 - 地域活動について、町民アンケートから、半数以上の町民が地域活動への参加意欲を持っていることがわかります。参加しやすい要件として、気軽にできること、時間や期間にしばられないことが求められています。町や社協に対し、地域活動に関する情報発信や交流機会の提供、コーディネートへの期待も高まっています。
- 人生100年時代といわれる今日、年齢に関係なく、また、地域共生社会の実現の観点からも、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人等が地域活動に参加することが求められています。
 - 町民同士が助け合いの輪を広げるために、まずは日ごろからのつながりが重要です。そのためにも、気軽さ、時間や期間にしばられない手軽な地域活動に向けて、関係機関や町内会と連携し、各地域で創意工夫して取り組むことが必要であり、それを後押しするコーディネート機能の充実が必要になります。
 - 認知症高齢者の増加も予想されることから、認知症サポーターに幅広い年代が参加できるような工夫が必要です。

4 相談支援について

- 当町では、様々な相談をワンストップで受付できる窓口を設置しました。また、関係機関との連携を図る地域ケア会議を定期的で開催し、包括的支援体制を構築しています。また、新生児全員への訪問、住民や関連部署からの情報を基に個別訪問を実施し、子どもの発達と産婦のメンタル面の支援、困りごとを抱えながら相談できない人の確認を行い、必要な支援につないでいます。
 - 町民アンケートからは、子育てや子どもの発達、介護、病気、障害に関して、『相談しやすい』と思う割合が5割を超え、令和2年調査から増えています。
 - 一方、暮らし、お金に関する情報は『入手しやすい』と思う割合が令和2年調査から増えましたが、『相談しづらい』と思う割合が高いままです。また、身近な相談先である民生委員・児童委員の認知度は依然として5割程度であり、特に若い世代の認知度が低い状況です。
- 相談のしづらさは深刻な事態を招きかねません。地域活動を通じた見守りも困難になることが想定される中、町民に身近な民生委員・児童委員の確保が重要です。加えて、深刻な問題を抱えていたり、制度の狭間で支援につなげていない人や世帯を発見し、支援につなげるため、関係機関との一層の連携が必要です。
 - その中で、コロナ禍の「効果」として急速に普及したデジタルの力を効果的に活用していく取り組みの検討も必要です。

5 複合的な生活課題への対応について

- 当町では、複合的課題を抱える世帯や支援が必要な人に対して伴走支援と包括的支援を行う体制を構築しました。また、居住支援に関しては協議会等で情報交換を行い、関係機関の連携を図っています。
 - 町民アンケートからは、コロナ禍が人々の生活習慣や人間関係に多少なりとも影響を与えていることがわかりました。また、社会的な孤立やひきこもりは誰にでも起こり得ることであり、本人と家族にとって大きな課題になると考えている人が多いこともわかりました。
- 今後は、社会的な孤立状態からの社会参加や職業的自立に向けた支援、住まいの確保、ヤングケアラーを含むケアラー（介護者）支援等、求められる福祉ニーズがますます複雑化・複合化します。
 - そうした人や世帯を見守り、支援につなげる仕組みが必要であり、国が創設した重層的支援体制整備事業を踏まえ、従来の取組を活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進する必要があります。加えて、地域福祉コーディネーターの必要性の検討や、地域課題の解決策について個別事例の検討を重ね、更なる地域の課題の掘り起こしに努める必要があります。

6 地域福祉の推進体制について

- 当町では、地域福祉を推進するため、関係機関や社会福祉法人との連携、公民館等の地域活動拠点の確保に取り組んでいます。また、配置した生活支援コーディネーターによる通いの場の拡大、社会福祉法人の施設を避難場所とする協定締結、公民館の改修、子育て世代包括支援センター開設といった、地域福祉の基盤づくりを進めました。
 - コロナ禍のために専門的な人材の養成研修は実施できませんでした。
- 少子高齢化に伴う福祉ニーズが高まる一方、人口減少により、地域福祉の担い手の確保がますます難しくなることを踏まえ、地域福祉で重要な役割を果たす専門的な人材の確保が引き続き必要です。
 - 地域の活動拠点となる公民館分館の老朽化や利用状況の実態を踏まえ、公民館分館の再編（統合・複合化等）の検討が必要です。

7 医療体制、福祉サービス・保健事業について

- 平内中央病院では、小児科の再開、リハビリに関わる医療従事者の増員、オンライン診療の体制整備、在宅医療・介護連携サービスシステムの導入、地域連携クリニカルパスの運用等を進め、地域医療の充実を図っています。また、感染管理認定看護師を養成し、新興感染症対策を強化しました。
 - 当町においても、乳幼児・子ども医療の助成対象年齢の引き上げ、元気はつらつ教室やシルバー人材センターを通じた心身の健康増進、生活習慣病予防のための各種保健事業を実施しています。
- 人材不足が深刻な各事業者の運営を支援してサービスの量を確保するとともに、サービスの質を高める定期的な評価や適切な行政監査などの充実が必要です。
 - 生活習慣病予防対策については、健康教室等への新規参加者の開拓、働き盛り世代である40～60歳代への健康意識の啓発と健診受診につながるアプローチ方法の工夫、健診方法等の見直し、要医療・要精密検査者が確実に医療機関を受診するアプローチ方法の検討が必要です。
 - 平内中央病院の診療体制については、医師・看護師等をはじめとする医療従事者の確保、働き方改革の実践による診療体制の維持と経営の両立、連携先の医療機関の増加と継続的な連携体制（つながり）の確保が必要です。また、医療分野でのDXを通じたサービスの効率化と質の向上に取り組むことが求められます（例 電子カルテの更新、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進、医療情報連携システム（PHR）の活用、キャッシュレス決済やAI問診・電子処方箋の導入検討など）。

8 防災対策、生活環境について

- 当町では、防災対策として、避難行動要支援者台帳の更新と支援体制の構築、高齢者世帯の安否確認、社会福祉法人や民間事業者と災害時の協定の締結等を進めています。
 - 令和6年1月にデマンド交通の実証運行を開始しました。また、平内町消費者安全確保地域協議会の立ち上げ、公衆トイレ「オーシャンビュー夏泊岬」の整備等、生活環境の向上を図っています。
 - 町民アンケートからは、「自分で備える」と考える人が多く、災害時の避難支援に関する自助意識の高まりがみられる一方、令和2年調査からは「地域と行政が協力して取り組む」意識が増加しています。災害時の高齢者や障害者の支援活動への協力意向は依然として高くなっています。また、町内の施設のバリアフリーの評価は「利用しづらさはない」または「どちらともいえない」が大多数を占めます。
- 町民の災害時の自助意識は高まっているものの、今後は、災害発生時にも役立つ、平時から顔の見える関係づくりがますます求められています。また、自主防災組織未設立の町内会における地域防災の在り方の検討が必要です。
 - 地域公共交通については、実証運行の検証を行い、令和7年度の本格運行に向けて、持続可能かつ利用しやすいデマンド交通の規模・方式の検討が必要です。
 - 安全で安心なまちづくりを進めていくため、公共施設、民間施設、公園、道路等においてユニバーサルデザイン化（誰でも使いやすいデザイン）を計画的に進める必要があります。

第 3 章 基本方針

第1節 基本理念

当町の地域福祉を推進する基本理念を次のように定めます。

結いと笑顔と支え合い みんなで育む平内町

1. 「結い」はともに生きる社会を表します。

＜人間性を尊重し、ともに生きる社会の実現＞

すべての町民が、世代、性別、身体状況など、それぞれの違う価値観、生き方を認め合い、互いに助け、支え合いながら、一人ひとりが個性ある人間として尊重され、だれもが平等・対等にあらゆる分野に参画でき、ともに生きる社会づくりの実現をめざします。

2. 「笑顔」は自立した生活の実現を表します。

＜自立した生活をめざす地域福祉の実現＞

すべての町民が、生涯にわたって生きがいを持ち続け、自分の意志に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、個性豊かに暮らせる地域福祉の実現をめざします。

3. 「支え合い」は公私協働を表します。

＜公私協働による心がふれあう地域福祉の実現＞

福祉ニーズの増大と多様化が求められている昨今において、だれもが住み慣れた地域で、安心して生活できるように、個人、地域社会、ボランティア、事業者、行政など様々な主体の役割分担と協働を図りながら、福祉のまちづくりをめざします。

4. 「みんな」は主体的参加を表します。

＜地域住民・各種団体の主体的参加の推進＞

町民・各種団体などの主体的な参加・参画により、地域の発想を生かし福祉活動を広げ、地域特性に応じ生き生きとした地域づくりをめざします。

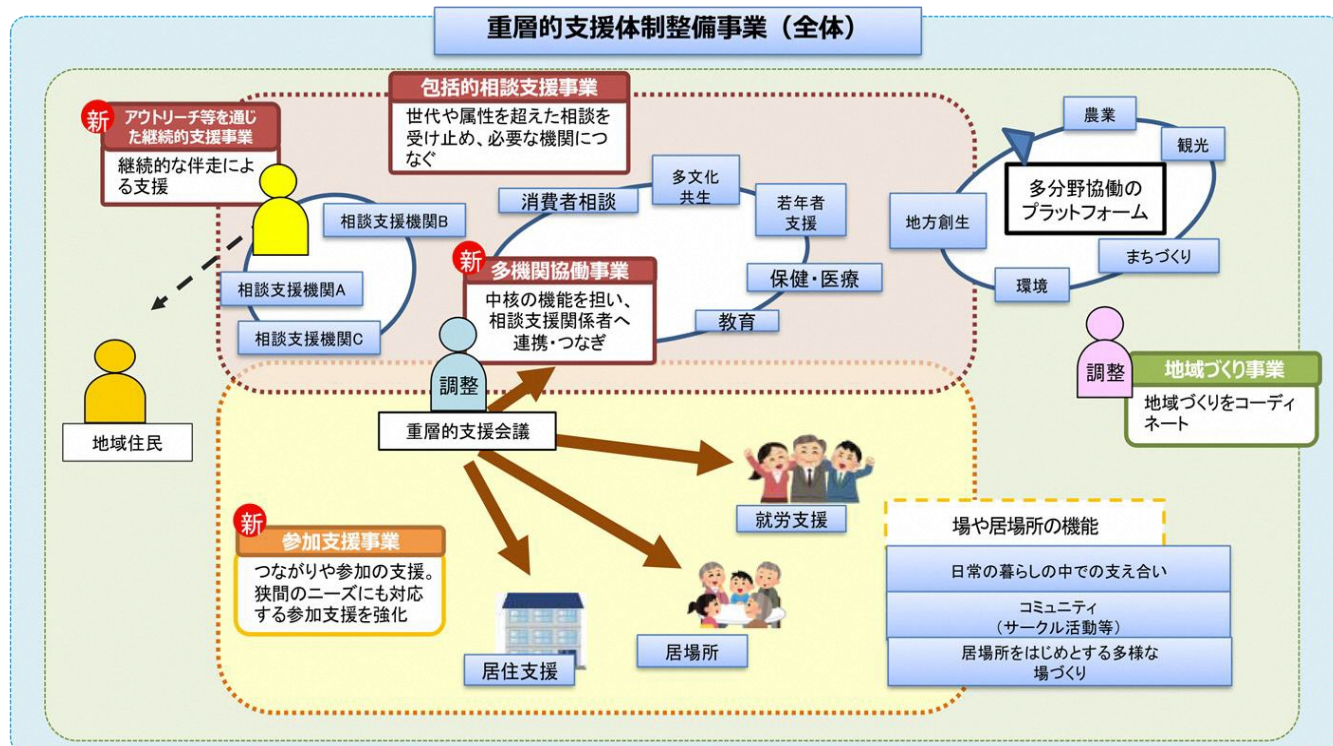
第2節 施策体系

基本目標	施策名	6年間の取り組み
目標1 結いを大切にする 地域づくり	施策1 すべての世代に育む福祉意識	1 小・中・高校における福祉教育の充実
		2 家庭や地域における福祉意識の醸成
		3 社会参加の環境づくり
	施策2 一人ひとりの人権の尊重	4 あらゆる差別の解消
		5 いじめ、虐待、暴力などの未然防止
		6 権利擁護の普及
		7 成年後見制度の利用促進に係る取り組み (平内町成年後見制度利用促進基本計画)
目標2 重層的なネットワークでつなぐ、支え合う地域づくり	施策3 町民同士のつながりと支え合いの深化	8 町民主体の支え合い活動の活性化 【重層的支援体制整備事業関連】
		9 民間組織の公益活動の活性化
		10 地域活動における個人情報の保護と活用
	施策4 丸ごと受け止める相談支援	11 切れ目なく包括的な相談支援の充実 【重層的支援体制整備事業関連】
		12 民生委員・児童委員活動の充実
		13 情報提供の充実
	施策5 複合的な生活課題への包括的な支援	14 ひとり親家庭、生活困窮者の自立支援 【重層的支援体制整備事業関連】
		15 様々な悩みを抱える人への対応強化 【重層的支援体制整備事業関連】
		16 居住に課題を抱える人への支援 【重層的支援体制整備事業関連】
目標3 みんなが参加する協働の地域づくり	施策6 地域福祉を推進する体制の構築	17 専門的な人材の確保・養成
		18 地域福祉にかかる活動拠点の整備
		19 社会福祉法人の地域貢献活動の促進
		20 地域性を生かす重層的支援体制整備事業の構築
目標4 いつまでも笑顔で暮らす地域づくり	施策7 良質なサービス・事業の提供・実施	21 サービス・事業の量と質の確保
		22 地域医療の充実
		23 心身の健康づくりの充実
	施策8 安全で暮らしやすい生活環境	24 町民の視点に立った防災対策の強化
		25 暮らしやすい環境づくりの推進
		26 町全体のユニバーサルデザインの推進

第3節 重層的支援体制整備事業の方針

- 平成29年の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の中で社会福祉法の一部が改正され、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をすべきことが示されました。また、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な複合的な地域生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す地域福祉推進の理念も示されました。
- 令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業を活用することにより、市町村では介護、障害福祉、子育て支援、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない分野横断的な相談体制を柔軟に整備できるようになりました。

重層的支援体制整備事業の全体イメージ（厚生労働省資料）



- 当町においては、従来の支援体制だけでは対応が困難な課題が増えており、町全体での重層的な支援体制が必要となっています。今後、本計画期間内に重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための実施計画を策定できるよう、検討・調整を進めます。

第4節 数値目標

- 地域福祉に関する施策は短期間で効果や成果が表れる場合が少なく、定量的な数値目標の設定が難しい分野です。
- しかしながら、本計画の進捗を継続的に確認するPDCAサイクルを行う上で数値目標は一定の目安となることから、次の数値目標を設定します。

	項目	基準	目標
1	平均寿命★	令和2年 男性：県内34位 女性：県内28位	令和11年 県内1位
2	町民主体の通いの場の実施★	令和5年 3か所	令和11年 10か所
3	アンケートで「相談しやすい」と回答した町民の割合	令和5年 子育て 53.8% 暮らし、お金 21.3%	令和11年 子育て 60%以上 暮らし、お金 50%以上
4	アンケートで「避難場所を知っている」と回答した町民の割合	令和5年 70.1%	令和11年 95%以上
5	アンケートで「地域で助け合う意識が広がった」と回答した町民の割合	令和5年 24.3%	令和11年 50.0%以上

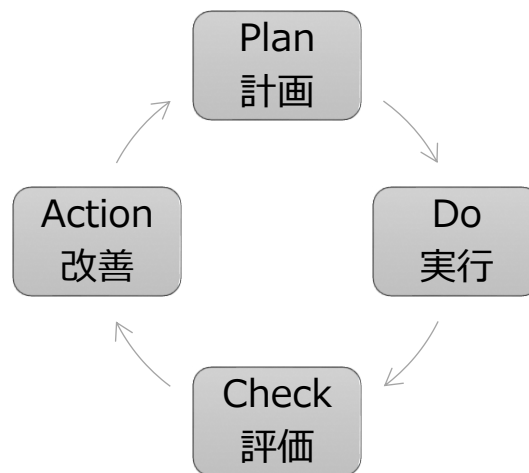
★は第六次長期振興計画の健康分野の指標・目標のため、目標年度が本計画期間と異なります。

第5節 推進体制

①平内町健康・福祉推進協議会の充実

- 計画を着実に推進するために、引き続き、町民、地域団体、民間企業などがそれぞれ自らの役割を果たすよう主体的な参画を促進し、全町を挙げて地域福祉の実現に取り組むことが求められます。
- 少子高齢化や社会経済の変化に伴う福祉ニーズの多様化・複合化が進み、専門知識や福祉以外の対応を求められるケースも増えることが考えられます。
- こうした社会状況の変化に対応するため、本計画の進捗状況の点検や改善策の助言について、平内町健康・福祉推進協議会を中心とするPDCAサイクルを確立します。

健康・福祉推進協議会を中心とするPDCAサイクル



②地域ケア会議の充実

- 保健・医療・福祉の各関係機関、事業者等の実務者を中心に定期的を開催し、ケース検討を行い問題解決とともに、適切なサービスの提言等を積極的に行います。
- 保健・医療・福祉の一体的な運営はもとより、社会、経済、文化などの関連分野との一層の連携が必要です。今後も関連機関との連携を密にし、地域ケア会議を充実させていきます。

③財源の確保

- 行財政運営の基本は、町民の理解を得ながら多様化、複雑化した行政需要に的確に対応し、町民生活の自立支援のための公共サービスにあります。
- 町財政も厳しい状況下であるため、各種公共サービスが利用者の自立支援に真に役立っているかを絶えず見極め、各種計画との整合性を図りながら、効果的に優先順位を決め、利用者負担の公平化も視野に入れながら、財源確保に取り組んでいきます。

第 4 章 施策の展開

目標 1 結いを大切にする地域づくり

施策1 すべての世代に育む福祉意識

多様な価値観や生き方を認め合う地域共生社会をめざし、学校、家庭、地域の様々な機会を通じて、すべての世代に福祉の心を学ぶ機会と町民同士の交流機会の充実を図ります。

今後6年間の取り組み

1. 小・中・高校における福祉教育の充実

- ボランティア教育の充実（小・中学生の福祉施設等への慰問）
- ボランティアグループやサークルの支援
- 車椅子、点字、手話、高齢者疑似体験などの実施

2. 家庭や地域における福祉意識の醸成

- 中学生対象の福祉体験学習の実施（社会福祉協議会）
- 福祉、人権、ボランティアに関する講習会、出前講座、講演会などの開催

3. 社会参加の環境づくり

- 農福連携（農業と福祉の組み合わせ）の推進
- 公民館などで気軽に集まれる居場所づくり
- 行政のサポート体制の再検討
- 有資格指導者を育成する助成制度の確立
- 軽スポーツなどに接する機会の拡充
- 高齢者、障害者などの社会参加を保障する合理的配慮（参考参照）の普及

（参考）合理的配慮

合理的配慮は、障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）に定められている。

■参考：内閣府「合理的配慮等具体例データ集」（全般）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index_general.html

○	合理的配慮の提供の例
●	車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う
●	筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う
●	障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う
×	不当な差別的取扱いの例
●	障害を理由に、窓口での対応を拒んだり、順序を後回しにしたりする
●	障害を理由に、資料やパンフレットなどの提供、説明会やシンポジウムなどへの出席を拒む
●	障害を理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件を付けたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりする
●	本人を無視して介助者だけに話しかける
●	合理的配慮の提供を受けたことを理由に、試験などにおいて評価対象から除外したり評価に差をつけたりする

施策2 一人ひとりの人権の尊重

少子高齢化がさらに進むことを踏まえ、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などへの権利擁護制度の普及とともに、あらゆる人権侵害を町内から根絶する対策を推進します。

今後6年間の取り組み

4. あらゆる差別の解消

- 病気や障害の理解を深める啓発活動の実施（特に外見から判断できない病気や障害の理解を深める）
- 保育所、幼稚園、学校を通じて、子どもと保護者における差別や偏見の根絶
- 障害者雇用の行政機関及び民間企業の推進・促進

5. いじめ、虐待、暴力などの未然防止

- 児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法など関連法の周知
- 学校、家庭、施設、職場などにおける、いじめ、虐待、暴力の防止対策の充実

6. 権利擁護の普及

- 日常生活自立支援事業の周知と利用促進
- 個人情報を取り扱う行政機関、民間企業などにおける、個人情報の適正管理の徹底
- 選挙における配慮（情報提供、投票所への移動支援、代理投票の適切な実施など）

7. 成年後見制度の利用促進に係る取り組み（平内町成年後見制度利用促進基本計画）

- 平内町地域包括支援センターを中核機関とした権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実（本人を支援する後見人や周囲の関係機関がチームで支援を行うことができる体制整備） ★拡充事業
- 令和7年度から東郡での中核機関の広域実施（中核機関において、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担い、相談者や後見人等の日常的な相談に対応） ★拡充事業

目標 2 重層的なネットワークでつなぐ、 支え合う地域づくり

施策3 町民同士のつながりと支え合いの深化

「他人事」を「我が事」として捉える意識の高揚を図るとともに、町内会やボランティア団体などの主体的かつ創意工夫による活動への応援の充実を図り、町民同士のつながりと支え合いを深めていきます。

今後6年間の取り組み

8. 町民主体の支え合い活動の活性化 【重層的支援体制整備事業関連】

- 高齢者サロンの実施
- 町民主体の通いの場づくり
- 町内会活動、地域活動（老人クラブなど）への支援
- 町民同士の相互援助活動の促進（見守り、除雪ボランティア）
- 支え合い活動に参加する人やスキルアップのための学習講座の開催（キッズサポーターの養成）★拡充事業

9. 民間組織の公益活動の活性化

- ボランティア団体、NPO法人への支援（活動への支援策及び情報発信の検討）

10. 地域活動における個人情報の保護と活用

- 個人情報の適正管理の徹底
- 個人情報の活用方法の検討

施策4 丸ごと受け止める相談支援

複合的な課題を抱える人や家族、問題を抱えながら相談できない人などへの対応を含め、市民の困り事を丸ごと受け止める相談支援体制の充実、各相談窓口との連携強化を図ります。

今後6年間の取り組み

11. 切れ目なく包括的な相談支援の充実 【重層的支援体制整備事業関連】

- ワンストップ形式の総合相談窓口の充実
- 相談員の相談技術向上のための定期的な研修
- 包括的相談支援体制等の充実
- 包括的な地域ケア会議の定期的な開催（個別事例の検討による地域課題の掘り起こし）
- 保健師等による個別訪問指導の充実
- ピア・カウンセリング（障害者同士がお互いに経験や関心を通じて助言・援助し合う活動）、家族介助者同士の交流

12. 民生委員・児童委員活動の充実

- 定例会での意見交換や協議
- 活動における具体的な問題解決、共通の目標設定、役割分担の明確化
- 民生委員・児童委員の確保

13. 情報提供の充実

- ライフステージに沿った情報提供の充実、情報提供方法の多様化
- 情報のアクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上（多言語化、点字、音声など）
- 手話通訳者・要約筆記者等の養成（事業の周知、利用促進）

施策5 複合的な生活課題への包括的な支援

病気、障害、ダブルケア、生活困窮、ひきこもり、8050 問題、制度の狭間にあるケースなど、複合的な生活課題によって不安を抱えている人や世帯に寄り添うため、専門分野を超えた包括的な支援体制の強化を図ります。

今後6年間の取り組み

14. ひとり親家庭、生活困窮者の自立支援 【重層的支援体制整備事業関連】

- 経済支援、自立支援の充実
- 子どもの貧困対策の充実
- 対象者の早期把握と支援体制の強化

15. 様々な悩みを抱える人への対応強化 【重層的支援体制整備事業関連】

- 様々な悩みを抱える人の早期把握に向けた連携強化（不登校、ひきこもり、8050 問題、いじめ、暴力・ハラスメント、心身の病気、依存症、孤立、社会復帰など）
- 個別ケースに応じた包括的な支援の実施

16. 居住に課題を抱える人への支援 【重層的支援体制整備事業関連】

- 低額所得者、高齢者、障害者、ひとり親家庭などで居住に課題を抱える人（住宅確保要配慮）の早期把握
- 住宅確保要配慮者に対する居住支援の実施

目標 3 みんなが参加する協働の地域づくり

施策6 地域福祉を推進する体制の構築

公私協働の基盤となる専門的な人材の確保と活動拠点の整備を計画的に進めます。

当町の地域性に合った重層的支援体制整備事業の構築に向けて、社会福祉法人や各分野の中核組織との一層の連携を図るとともに、地域課題を積極的に発見・対応するアウトリーチ（※4）体制を進めます。

今後6年間の取り組み

17. 専門的な人材の確保・養成

- 保健・医療・福祉の資格取得にかかる学習講座の開催
- 保健・医療・福祉従事者の町内就職への支援
- 保健・医療・福祉従事者の資質向上への支援（研修、スキルアップ）

18. 地域福祉にかかる活動拠点の整備

- 高齢者施設、障害者施設、児童施設の整備と運営
- 公民館の整備・維持管理（公民館分館の再編（統合・複合化等）の検討）

19. 社会福祉法人の地域貢献活動の促進

- 福祉避難所として施設の活用（協定締結）
- 地域の居場所として施設の開放
- 地域町民向け在宅介護勉強会の開催
- 小・中学生の職場体験の実施

※4 アウトリーチとは、地域での活動や家庭訪問などで「自分から手を伸ばす」ことによって、地域や家庭の福祉課題を発見し、解決策を見い出すという考え方。

20. 地域性を生かす重層的支援体制整備事業の構築

- 地域包括支援ネットワークの構築（多様な職種・関係機関の連携）
- 包括的な地域ケア会議を中心に中核組織同士の連携強化（地域包括支援センター（高齢者）、自立支援協議会（障害者）、子育て世代包括支援センター（子ども、保護者）など）
- アウトリーチ体制の構築（生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動領域拡大、または、地域福祉コーディネーター（※5）の必要性の検討）
- 様々な分野で活動する実践者、地域組織、専門組織同士の連携・ネットワーク化
- 既存の地域資源の活用、新たな地域資源の開発

※5 地域福祉コーディネーターとは、公的サービスの対象ではない支援の必要な人や地域の様々な課題を発見し、地域と一緒に解決策を講じる上で調整役となる人。

目標 4 いつまでも笑顔で暮らす地域づくり

施策7 良質なサービス・事業の提供・実施

事業者、医療機関など関係機関と連携して、利用者の視点に立ち、誰もが安心して利用できる保健・医療・福祉サービス・事業が提供できる環境づくりを進めます。

今後6年間の取り組み

21. サービス・事業の量と質の確保

- 町内で提供する保健・医療・福祉サービス・事業の充実（サービス事業者の参入促進、人材・財源の確保など）
- 共生型サービス（※6）の導入促進にむけた検討
- サービス・事業の質の確保（職員研修、外部評価、定期監査、苦情対応体制など）

22. 地域医療の充実

- 平内中央病院の診療体制の充実（医療職等の人的資源の確保と施設・設備の最適化、安定的な経営の維持）
- 地域医療連携パスの運用（青森県立中央病院や青森市民病院等の高度急性期病院との連携、他の医療機関との連携）
- 医療費助成の継続、助成制度の周知
- 最新技術の活用（令和6年度の電子カルテ更新、医療情報連携システム（PHR）等との連動、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進、キャッシュレス決済やAI問診・電子処方箋の導入検討）★拡充事業

23. 心身の健康づくりの充実

- 健康増進と生きがいづくり（元気はつらつ教室、シルバー人材センターなど）
- 生涯にわたる生活習慣病予防対策の実施（新規参加者の開拓、働き世代への健康意識の普及啓発方法の検討）

※6 共生型サービスとは、同一の事業所で一体的に提供する介護保険と障害福祉のサービス。

- ライフステージに沿った健診（検診）、きめ細かな指導の実施（働き盛り世代である40～60歳代の健診受診の増加につながるアプローチ検討、新規受診者及び継続受診者を獲得する健診方法等の見直し、要医療・要精密検査者が確実に医療機関を受診するようアプローチ方法の検討）

施策8 安全で暮らしやすい生活環境

町民の生命を守る安全な地域づくりに向けて、緊急時に支援を必要とする人の把握、地域防災活動の活性化、緊急時の避難支援体制の充実を図ります。

当事者の視点に立った安全対策と町全体のユニバーサルデザイン化を推進します。

今後6年間の取り組み

24. 町民の視点に立った防災対策の強化

- 自主防災組織率の向上（町内会や自主防災組織等を対象とした研修会の開催）
- 避難行動要支援者台帳の更新、避難支援体制の強化
- 町民の防災・防火意識の高揚、防災訓練参加の呼びかけ、避難行動要支援者台帳への登録要請
- 町社会福祉協議会と連携し、一人暮らし高齢者等の安否確認の実施
- 福祉避難所の設置や災害時の応援協定などの締結

25. 暮らしやすい環境づくりの推進

- デマンド交通の導入検討（令和7年度の本格運行実施を目標に、実証運行の検証を行い、持続可能かつ利用しやすいデマンド交通の規模・方式）
- 鉄道、路線バスの維持と利便性向上（町民バス、鉄道、路線バスとの接続性確保、町民バスの再編）
- 平内町独自の住宅モデルの供給（高齢者や障害者にやさしいバリアフリー住宅、複数世代が共に生活できる住宅など）
- 当事者（保護者、高齢者、障害者、難病患者など）の視点を取り入れた地域安全及び生活環境対策の継続的な検討
- 障害者や高齢者などを守る消費生活に関する情報提供、消費生活相談窓口の周知

26. 町全体のユニバーサルデザインの推進

- 施設整備における難病患者や障害者の視点の導入

參考資料

1 平内町健康・福祉推進協議会 設置規程

（設置の目的）

第1条 町民の健康生活と福祉の向上をはかるため、住民の自主参加による各種保健福祉事業の方策を体系的、総合的に審議企画し、健康づくりと福祉の向上を推進することを目的とする。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を推進するものとする。

- （1）健康づくり事業の推進及び普及
- （2）福祉事業の推進及び普及
- （3）健康と福祉に関する総合計画の推進
- （4）保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進
- （5）その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業の推進

（構成）

第3条 協議会を構成する委員は、次の者のうちから町長が委嘱するものとする。

- （1）地域医師代表
- （2）教育委員会代表
- （3）町議会議員代表
- （4）各種団体代表
- （5）各学校代表
- （6）関係行政機関代表
- （7）保健・医療・福祉に関する代表

（会長、副会長）

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長、副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

（部会の設置）

第7条 専門的事項を検討するため、協議会に部会を設置することができる。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、健康増進課に置く。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営、その他必要な事項は、会長が協議会にかつて定める。

2 計画策定経過

年月日	会議等	概要
令和4年12月26日（月） ～令和5年1月13日（金）	地域福祉に関するアンケート調査の実施	
令和6年2月21日（火）	第1回 健康・福祉推進協議会	第7期計画（素案）の説明
令和6年3月	町において第7期計画を決定	

第 7 期平内町地域福祉計画

発行日 令和 6 年（2024 年）3 月

発行者 平内町 福祉介護課 福祉係

住 所 〒039-3393

青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63 番地

TEL 017-755-2114 FAX 017-755-2145

URL <http://www.town.hiranai.aomori.jp/>